

(令和5年6月27日 更新)

# 中央新幹線相模川橋りょうほか新設工事 における環境保全について

令和4年9月

東海旅客鉄道株式会社

## 目 次

	頁
第 1 章 本書の概要.....	1
第 2 章 工事の概要.....	2
2-1 工事の概要.....	2
2-2 工事位置及び改変範囲.....	2
2-3 構造物概要.....	3
2-4 工事計画及び施工手順（左岸部）.....	4
2-4-1 準備工（工事専用道路整備）.....	5
2-4-2 準備工（工事施工ヤード整備）.....	7
2-4-3 準備工（仮栈橋設置）.....	8
2-4-4 下部工（相模川 B P 1・P 2 ケーソン基礎、相模川 B P 1・P 2 橋脚）.....	9
2-4-5 下部工（高架橋 A 1 橋台）.....	10
2-4-6 上部工.....	11
2-5 工事計画及び施工手順（右岸部）.....	12
2-5-1 準備工（工事施工ヤード整備、河川内道路整備）.....	13
2-5-2 準備工（仮栈橋設置）.....	15
2-5-3 下部工（相模川 B P 3 ケーソン基礎、相模川 B P 3 橋脚）.....	16
2-5-4 下部工（相模川 B P 4、太井上依知 B v P 1 場所打ち杭）.....	17
2-5-5 下部工（太井上依知 B v P 2 大口径深礎杭）.....	18
2-5-6 下部工（相模川 B P 4、太井上依知 B v P 1・P 2 橋脚躯体構築）.....	19
2-5-7 上部工（固定式支保工架設工法）.....	20
2-5-8 上部工（張出架設工法）.....	21
2-5-9 護岸工.....	22
2-6 工事計画及び施工手順（尾崎坂部）.....	23
2-6-1 準備工（工事施工ヤード整備）.....	24
2-6-2 準備工（落石防護工）.....	25
2-6-3 切土工・切土補強土壁工.....	26
2-6-4 下部工（太井上依知 B v P 3、第一串川 B P 1・P 2 大口径深礎杭）.....	27
2-6-5 下部工（太井上依知 B v P 3、第一串川 B P 1・P 2 橋脚躯体構築）.....	28
2-6-6 準備工（落下物防止工）.....	29
2-6-7 上部工.....	30
2-7 環境対策工等.....	31
2-8 工事工程.....	32
2-9 工事用車両の運行.....	33
2-9-1 本工事における工事用車両の運行.....	33

注：下線部を追加しました。（令和 5 年 6 月）

第3章	環境保全措置の計画	36
3-1	環境保全措置の検討方法	36
3-2	環境保全措置を検討した範囲	37
3-3	重要な種等の生息・生育地の回避検討	38
3-4	工事による影響を低減させるための環境保全措置	58
3-4-1	大気環境（大気質、騒音、振動）	58
3-4-2	水環境（水質、水底の底質）	62
3-4-3	土壌環境（重要な地形及び地質、土壌汚染）	66
3-4-4	その他の環境（日照障害、電波障害）	68
3-4-5	動物、植物、生態系	69
3-4-6	景観、人と自然との触れ合いの活動の場	71
3-4-7	環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）	73
3-5	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置	75
3-6	専門家等の技術的助言	79
3-7	環境保全措置の実施にあたっての対応方針	79
第4章	事後調査及びモニタリング	80
4-1	事後調査及びモニタリングの実施計画	80
4-1-1	事後調査	80
4-1-2	モニタリング	80
4-2	事後調査及びモニタリングの結果の取扱い	86
<u>参考</u>		
	<u>【参考】環境対策工の配置について</u>	<u>87</u>

注：下線部を追加しました。（令和5年6月）

## 第1章 本書の概要

本書は、中央新幹線相模川橋りょうほか新設工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」（以下、「評価書」という。）に基づいて実施する環境保全措置と、評価書及びこれに基づく「事後調査計画書（平成26年11月）」に基づいて実施する事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものである。

なお、令和4年9月の本書公表時点では、相模川左岸側工事（図2-2の「左岸部」）を対象としていたが、この度、相模川右岸側工事（図2-2の「右岸部」及び「尾崎坂部」）について計画が具体化したため、これらに係る内容を追加し、相模川橋りょう工事（以下、「本工事」という。）全体を対象として本書の更新を行う。

（本図は自社の測量成果物を用いている）

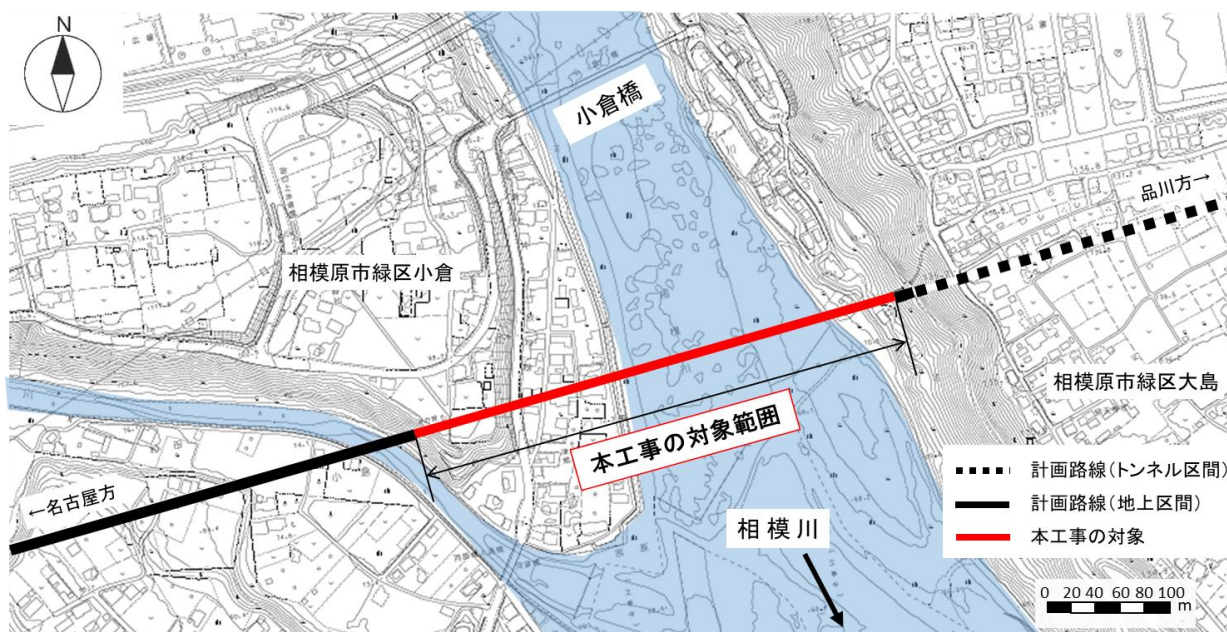


図 1-1 本工事の工事場所

注：下線部及び図 1-1 を更新しました。（令和5年6月）

## 第2章 工事の概要

### 2-1 工事の概要

- ・ 工事名称 : 中央新幹線相模川橋りょうほか新設
- ・ 工事場所 : 神奈川県相模原市緑区
- ・ 工期 : 令和3年6月1日～令和9年3月19日
- ・ 工事契約延長 : 約 420m
- ・ 工事概要 : 準備工、橋りょう下部工、橋りょう上部工、切土工・切土補強土壁工、護岸工、撤去工、環境対策工等
- ・ 工事時間 : 8時00分～17時00分  
(ただし下部工(ケーソン基礎)は上記に加え17時00分～翌8時00分も実施する)
- ・ 休工日 : 日曜日、その他長期休暇(お盆、年末年始等)  
※ 上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間とする。  
※ 工事の進捗状況等により、上記の時間帯以外や休工日に工事を行うことがある。

### 2-2 工事位置及び改変範囲

今回の工事位置及び改変範囲は図2-1の通りである。

(本図は自社の測量成果物を用いている)

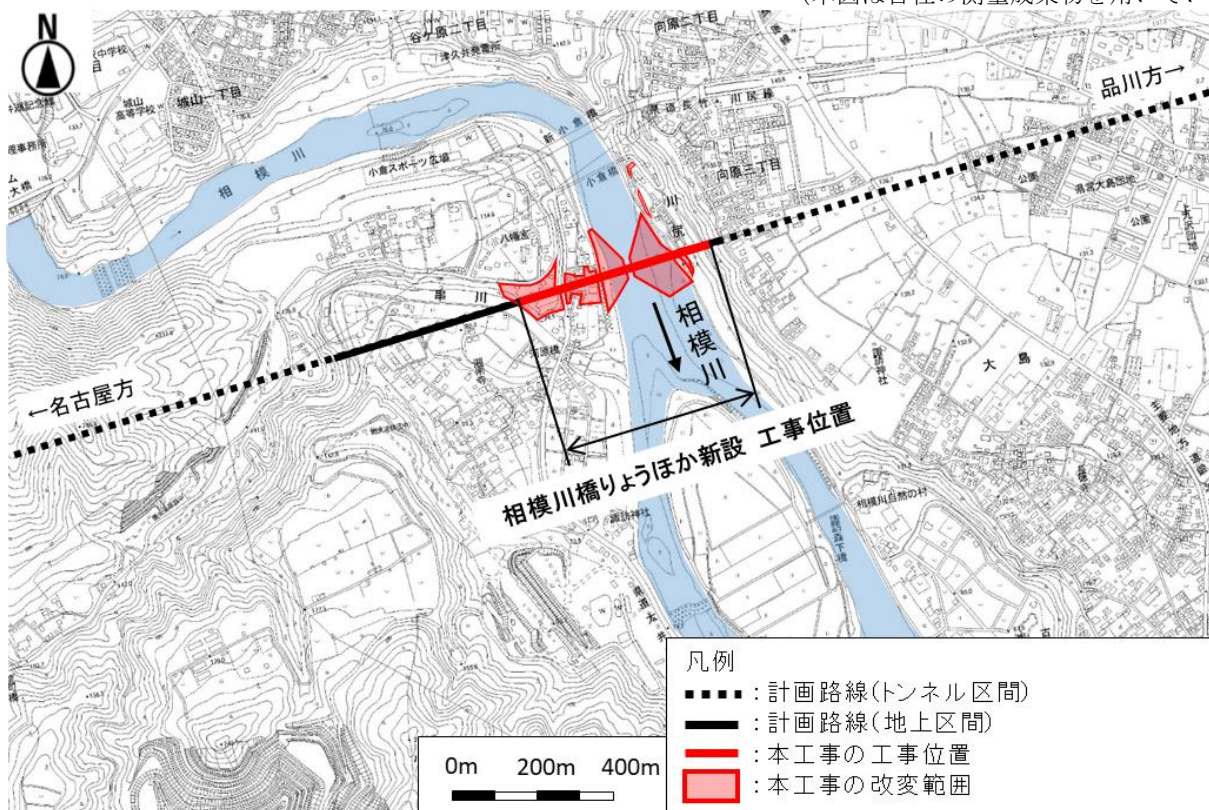
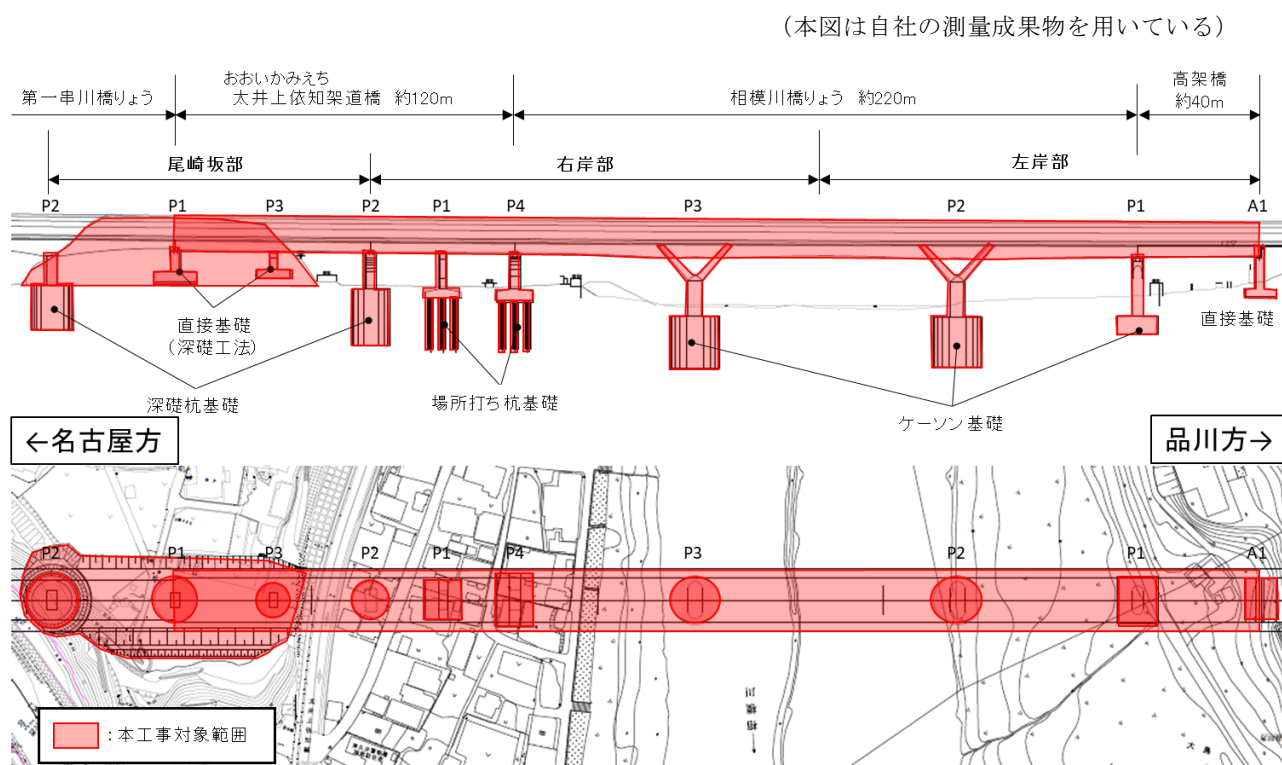


図2-1 工事位置及び改変範囲

注：下線部を更新および追加しました。また、図2-1を更新しました。(令和5年6月)

## 2-3 構造物概要

構造一般図を図 2-2 に示す。以降、図に示す「左岸部」「右岸部」「尾崎坂部」のエリア毎に工事内容等について説明する。



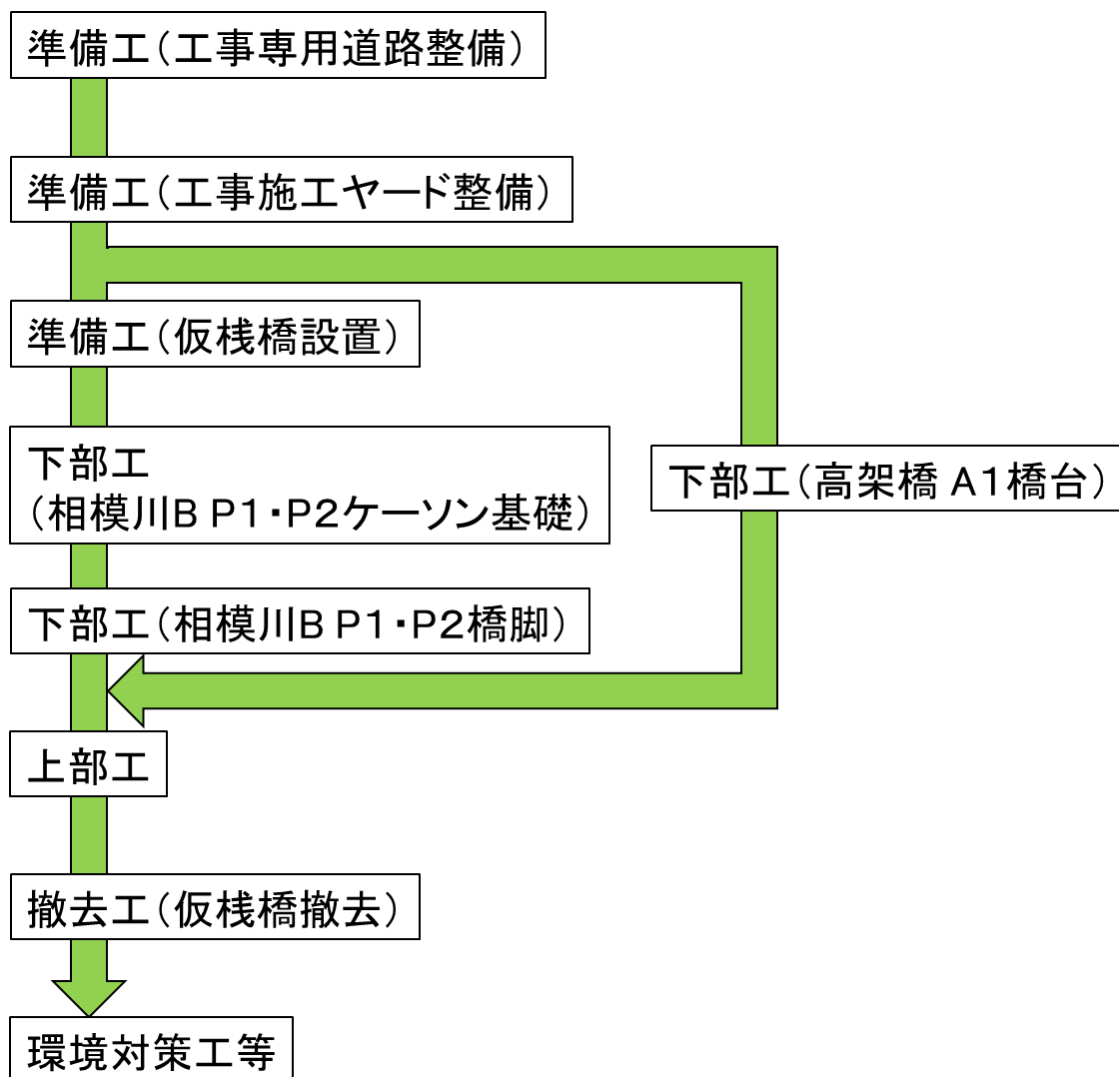
※ 工事計画の変更により、構造を変更する可能性がある。

図 2-2 構造一般図

注：下線部を追記しました。また、図 2-2 を更新しました。(令和 5 年 6 月)

## 2-4 工事計画及び施工手順（左岸部）

左岸部における工事では、準備工として工事専用道路や工事施工ヤードを整備する。河川内の工事期間中に、同じく準備工として仮栈橋を設置し、橋りょう下部工（以下、「下部工」という。）としてケーソン基礎、橋脚、橋台を構築する。橋りょう上部工（以下、「上部工」という。）を構築後、仮栈橋を撤去し、環境対策工等を施工する。本工事における施工ステップを図 2-3 に示す。



※ 本ページ以降「相模川B」とは「相模川橋りょう」のことを示している。

図 2-3 本工事の施工ステップ

注：下線部を追記しました。また、図 2-3 を更新しました。（令和 5 年 6 月）

## 2-4-1 準備工（工事専用道路整備）

本工事の施工に必要な工事専用道路を整備する。

県道510号から工事施工ヤードに至る市道大島河原2号の一部狭隘な箇所の整備を行う。工事専用道路の設置計画図を図2-4に示す。A部については拡幅を行い、B部については切土を行い工事専用道路を設ける。C部については、工事進捗に応じて図2-5に示すとおり道路を切回す計画である。



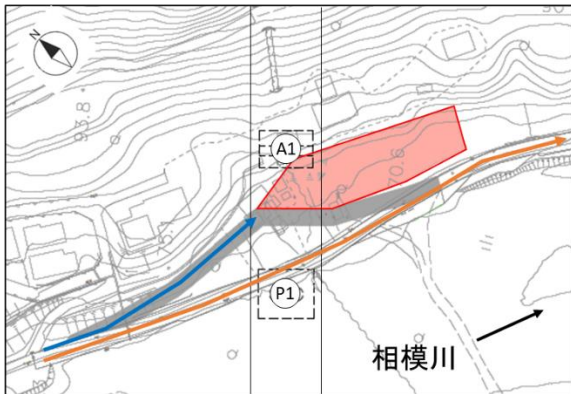
※ A部及びB部の工事専用道路は、一般車の通行はできない。工事で使用しない時は進入防止措置を行う。

図2-4 工事専用道路整備の計画図

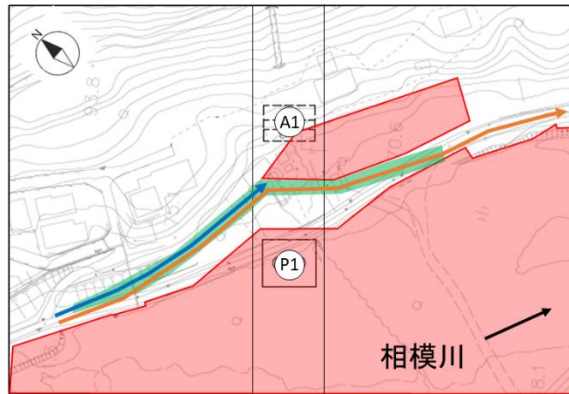


(本図は自社の測量成果物を用いている)

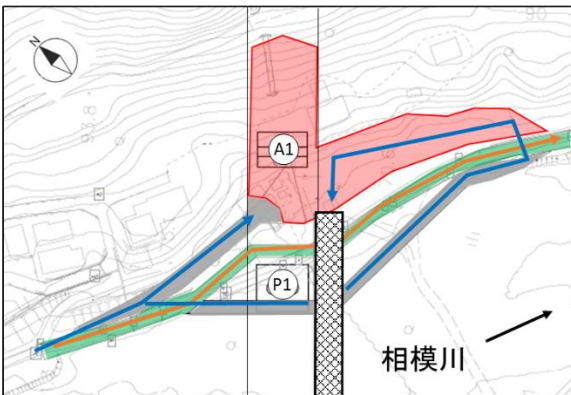
<Step 1> 工事施工ヤード造成



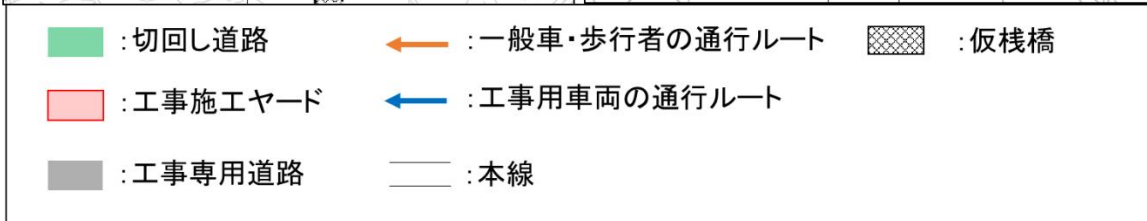
<Step 2> 下部工(相模川B P1・P2ケーソン基礎)



<Step 3> 下部工(相模川B P1・P2橋脚)、  
下部工(高架橋 A1 橋台)、上部工



<Step 4> 仮栈橋撤去



※ 道路管理者等との協議により、変更となる可能性がある。

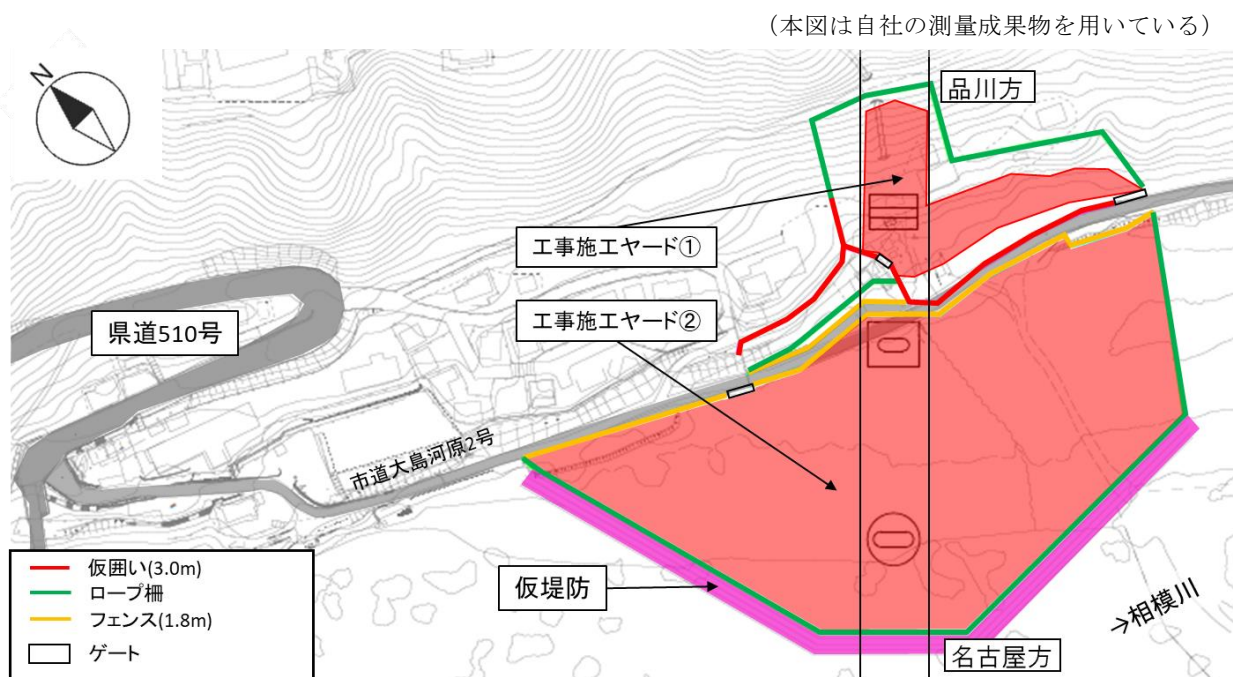
図 2-5 C部における道路切回し計画図

## 2-4-2 準備工（工事施工ヤード整備）

本工事における工事施工ヤードの計画を図 2-6 に示す。

工事施工ヤード①の周囲に仮囲い、門扉等を設置し、ヤード内を整地する。また、工事施工ヤード②を、次のように整備する。

非出水期（10月中旬から5月末まで）において、土のう等により河床上に仮堤防を設置した後、河川内の土砂を使用して仮堤防の内側に工事施工ヤード②を整備する。当該非出水期間中、工事施工ヤードとして使用した後、出水期前に仮堤防を撤去し、工事施工ヤード②の整備に使用した土砂を敷きならすことにより、工事施工ヤード②を撤去する。

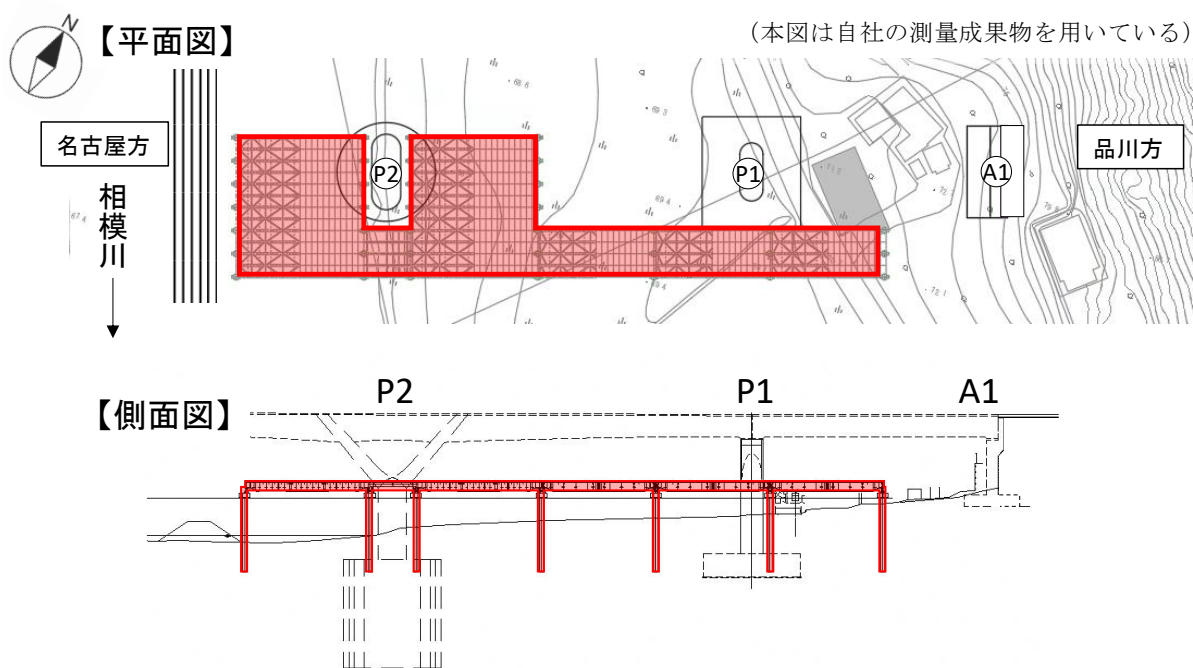


※ 現地の状況や河川管理者等との協議内容、工事の進捗等により、計画が変更となる場合がある。

図 2-6 工事施工ヤード整備の計画図

### 2-4-3 準備工（仮棧橋設置）

河川内で下部工及び上部工の工事を行うために仮棧橋を設置する。平面図及び側面図を図 2-7 に示す。仮棧橋は河川内の工事期間中設置し、上部工の工事が終わり次第撤去する。撤去する際には、河川内に仮堤防を再度設置する。河川内に設置する仮堤防は図 2-6 に示すものと同様である。

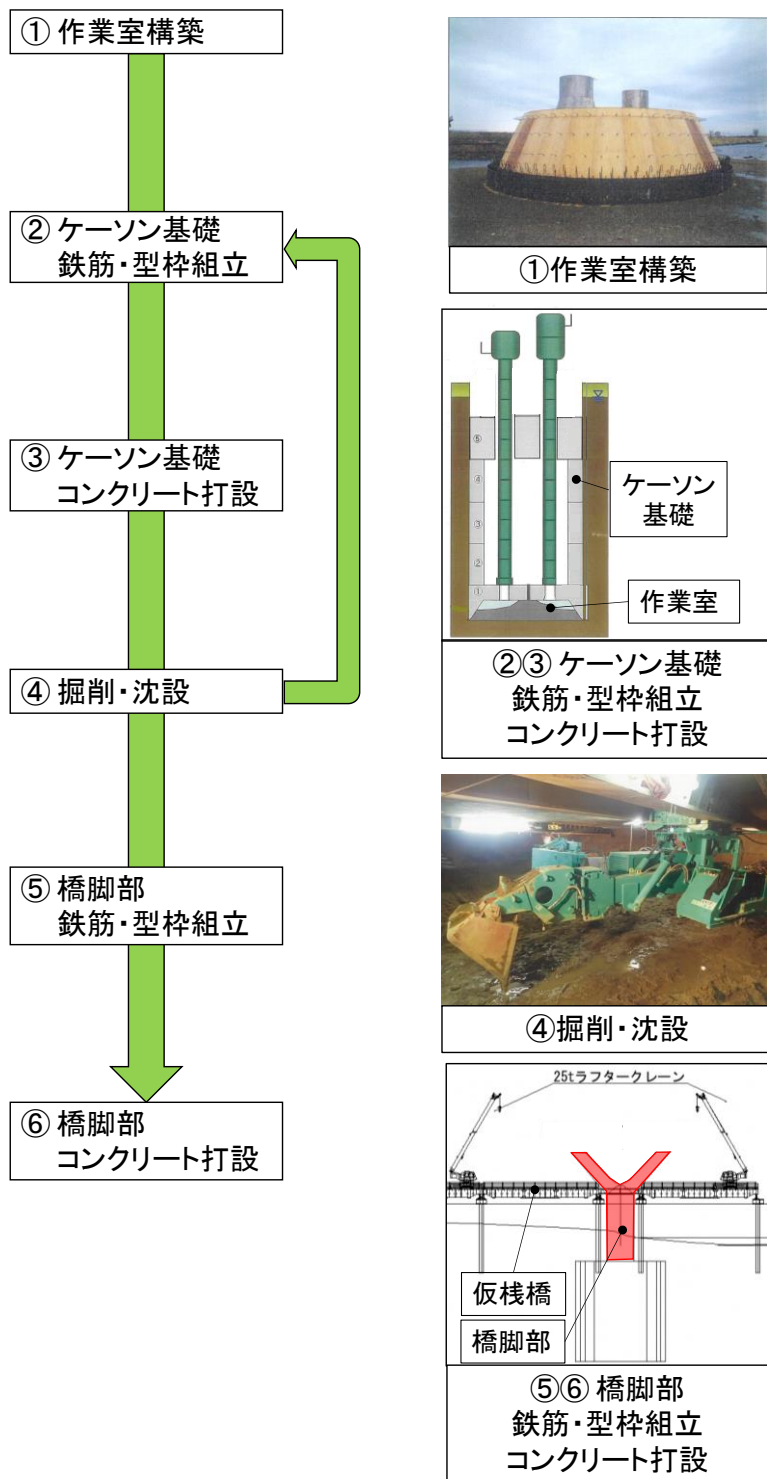


※ 現地の状況や河川管理者等との協議内容、工事の進捗等により、計画が変更となる場合がある。

図 2-7 仮棧橋の平面図及び側面図

## 2-4-4 下部工（相模川B P1・P2ケーソン基礎、相模川B P1・P2橋脚）

下部工のうち基礎部は、ニューマチックケーソン工法により施工する。下部工の主な施工手順を図2-8に示す。作業室構築後、基礎部を構築しながら掘削・沈設する。その後、仮栈橋上で橋脚部を構築する。



※類似工事の写真を掲載している

図2-8 下部工（相模川B P1・P2ケーソン基礎、相模川B P1・P2橋脚）の施工手順

注：下線部を追記しました。（令和5年6月）

## 2-4-5 下部工（高架橋\_A1橋台）

下部工のうち橋台部は、橋台施工箇所の掘削を行い、コンクリートを打設して、橋台を構築する。橋台の主な施工手順を図 2-9 に示す。地山掘削後、橋台部の鉄筋・型枠を組み立てる。その後コンクリートを打設し埋め戻しを行う。埋め戻しには、一部置き換えコンクリートを用いる。

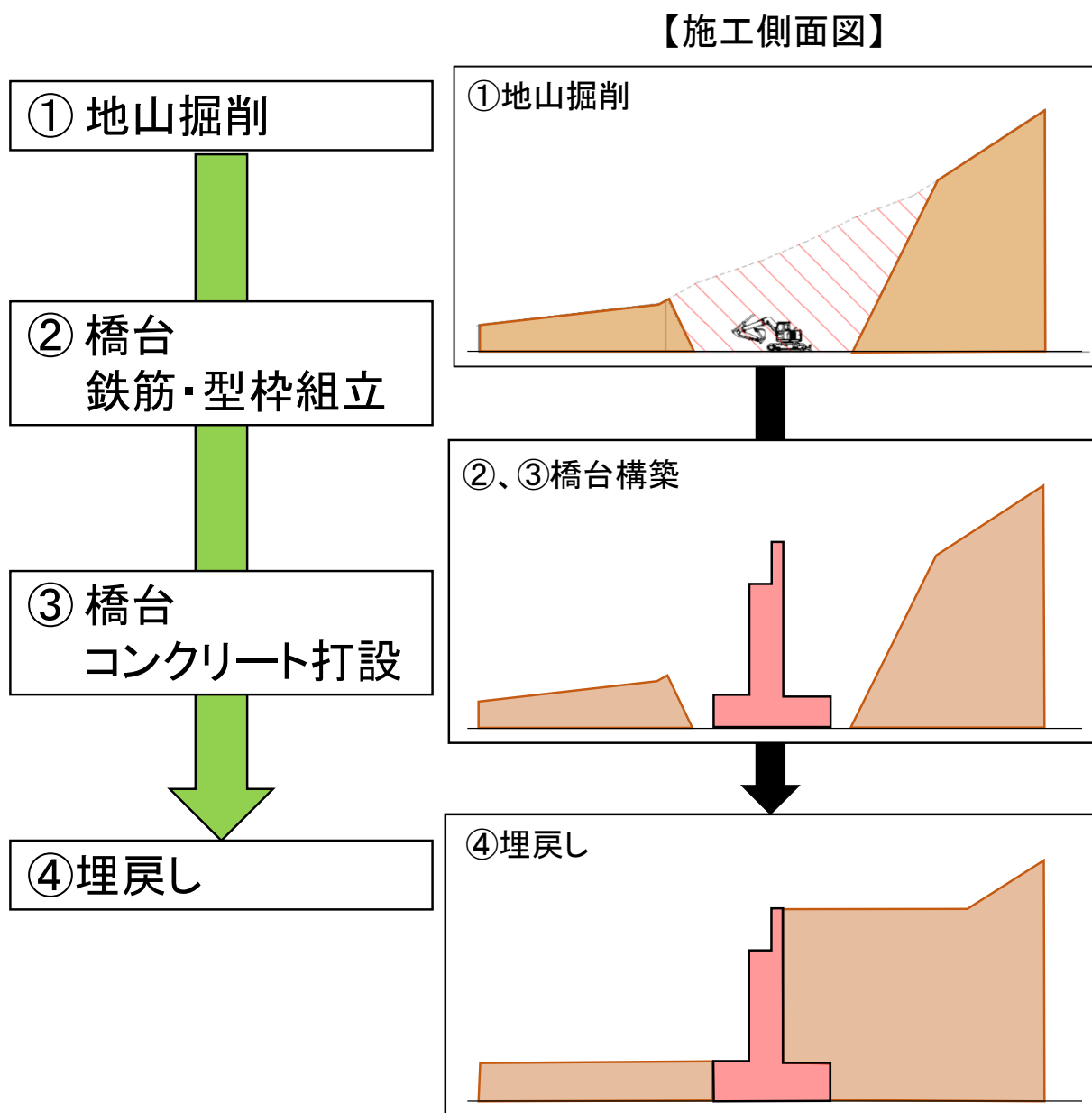


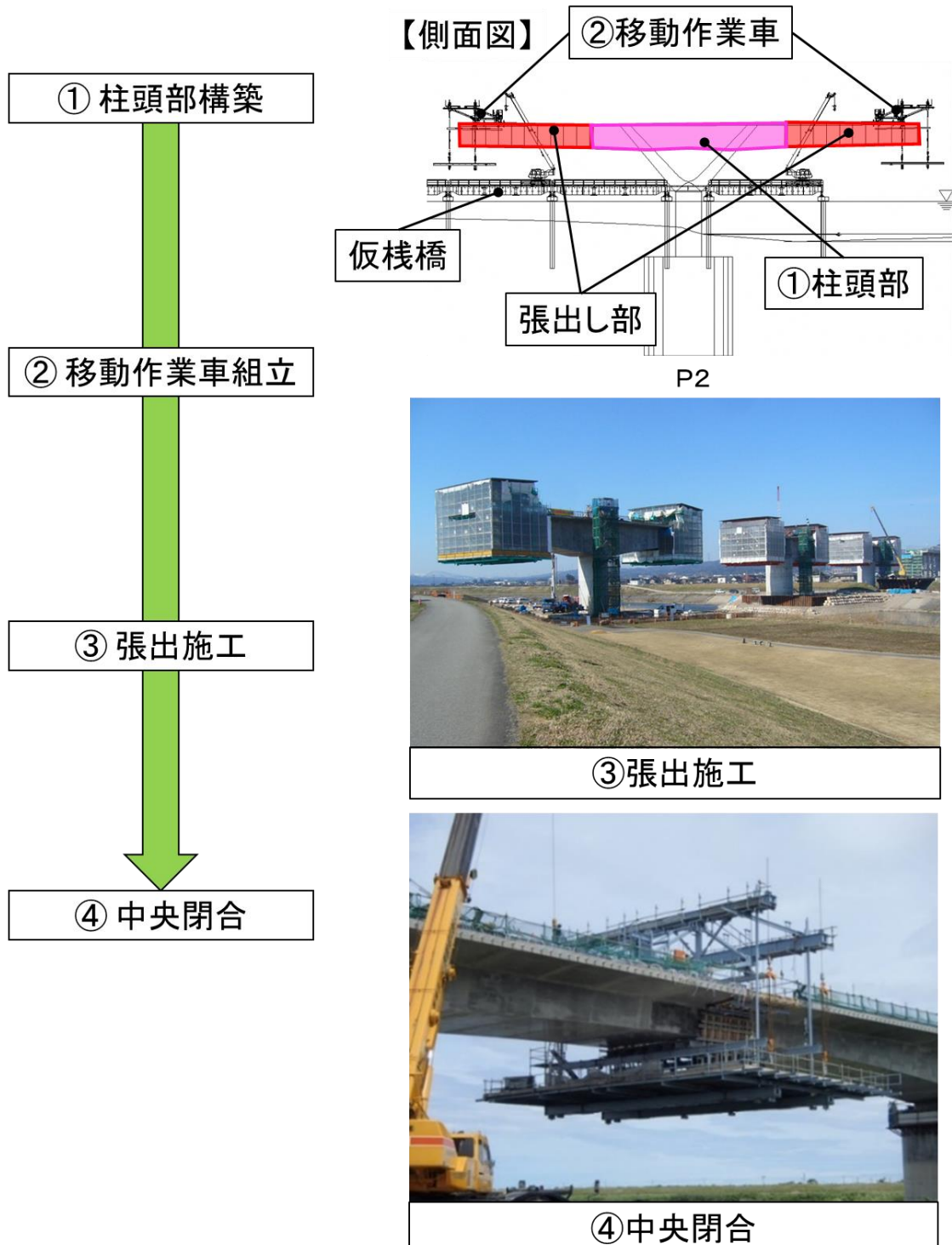
図 2-9 下部工（高架橋\_A1橋台）の施工手順

注：下線部を追記しました。（令和5年6月）

## 2-4-6 上部工

上部工は、張出架設工法により施工する。主な施工手順を

図 2-10 に示す。まず、仮栈橋上で柱頭部及び移動作業車の組立を行う。張出施工では、移動作業車の中で上部工の鉄筋・型枠組立、コンクリート打設を繰り返しながら上部工を構築する。中央閉合では、張出施工で構築した上部工と上部工をつなぎ合わせるために、移動作業車等の中で鉄筋・型枠組立、コンクリート打設を行う。

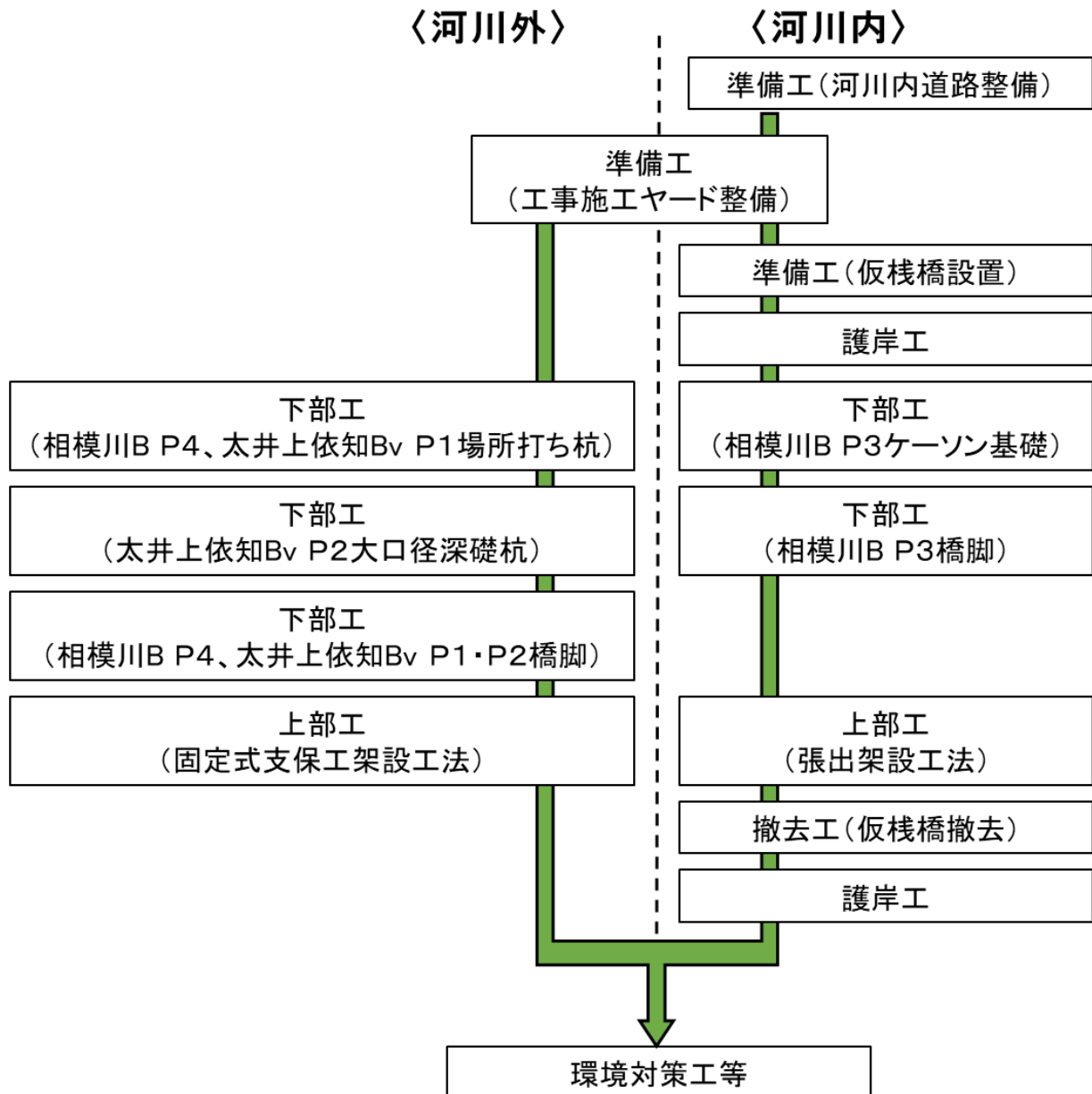


※類似工事の写真を掲載している

図 2-10 上部工（張出施工部）の施工手順

## 2-5 工事計画及び施工手順（右岸部）

右岸部における工事では、初めに、準備工として工事施工ヤードや河川内道路を整備する。河川内の工事期間中に、同じく準備工として仮栈橋を設置し、護岸工（上流側）を行う。下部工として、河川内はケーソン基礎、河川外は深礎杭基礎または場所打ち杭基礎を構築後、各橋脚を構築する。上部工を構築後、仮栈橋を撤去し、護岸工（渡河部）を行い、環境対策工等を施工する。本工事における施工ステップを図 2-11 に示す。



※ 本ページ以降、「太井上依知Bv」とは「太井上依知架道橋」のことを示している。

図 2-11 右岸部の施工ステップ

注：2-5 節を追加しました。（以降、2-5-9 項まで追加）（令和 5 年 6 月）

## 2-5-1 準備工（工事施工ヤード整備、河川内道路整備）

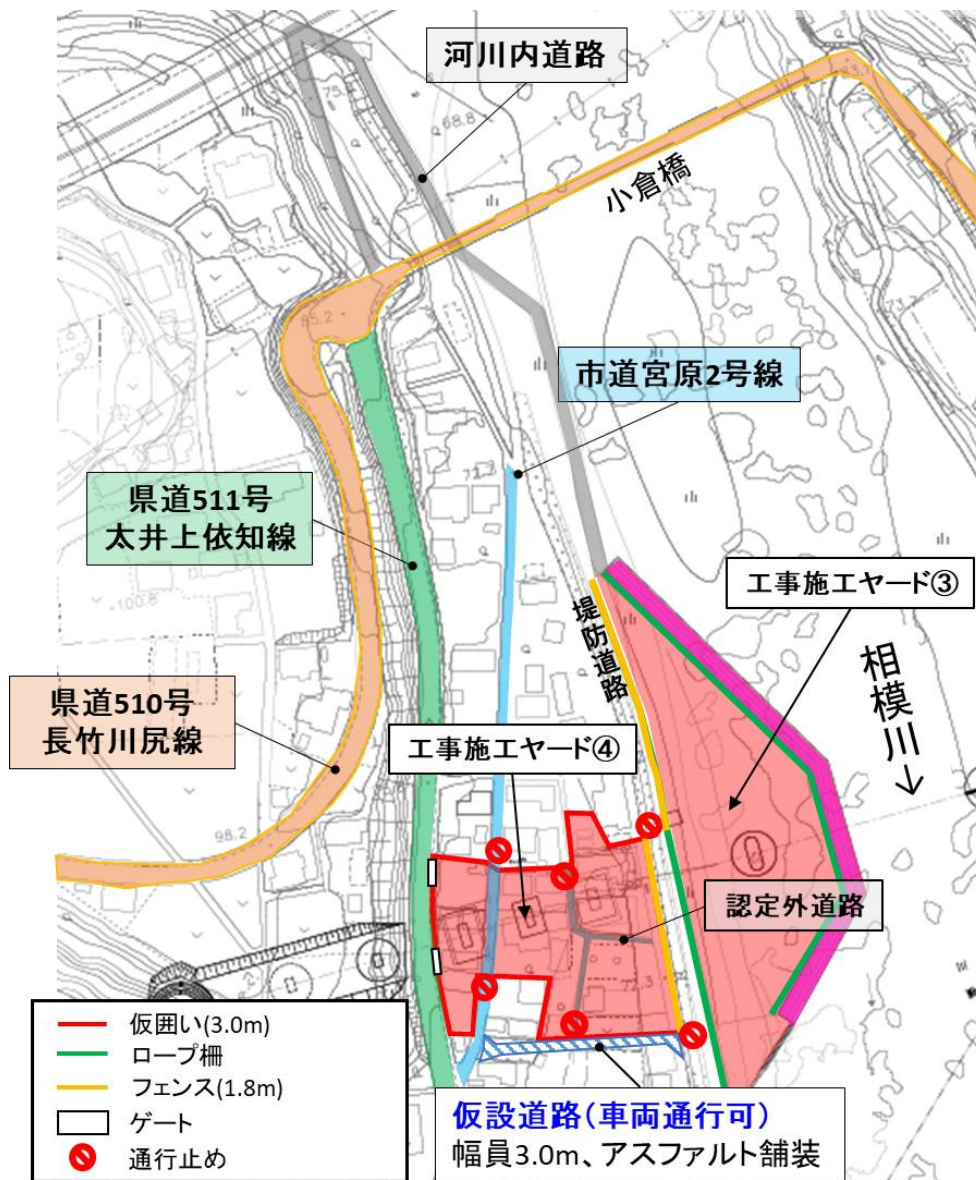
右岸部工事における工事施工ヤード及び河川内道路の計画を図 2-12 に示す。

工事施工ヤード④の周囲に仮囲い、門扉等を設置し、整地する。工事期間中は市道宮原 2 号線、堤防道路、認定外道路は通行止めとなるため、仮設道路を整備する。また、工事施工ヤード③及び河川内道路を、次のように整備する。

非出水期において、県道 510 号から小倉橋下を通り、工事施工ヤード③へと繋がる河川内道路を整備する。土のう等により河床上に仮堤防を設置した後、河川内の土砂を使用して仮堤防の内側に工事施工ヤード③を整備する。当該非出水期間中、工事施工ヤードとして使用した後、出水期前には仮堤防を撤去し、工事施工ヤード③の整備に使用した土砂を敷きならすことにより、工事施工ヤード③を撤去する。その後、河川内道路も撤去する。

工事完了後は、図 2-13 に示すように、付け替え道路を整備する。

（本図は自社の測量成果物を用いている）

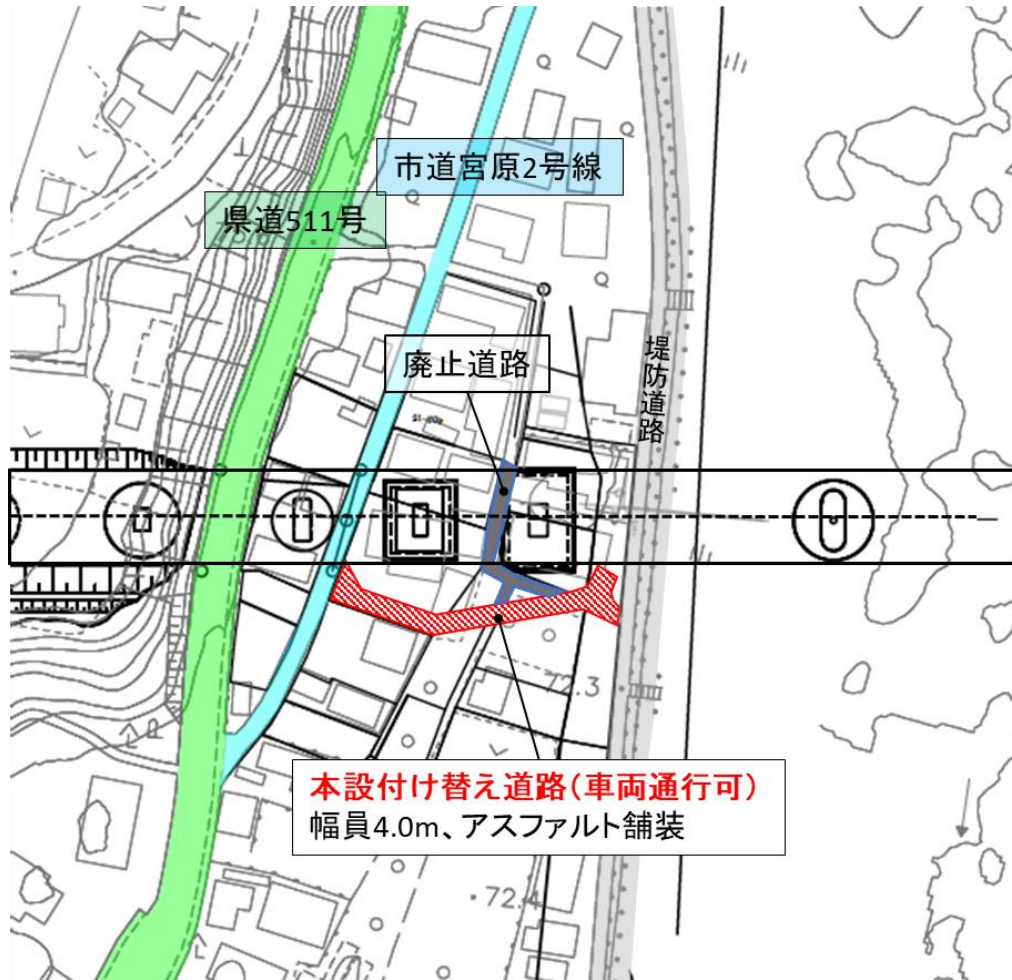


※ 現地の状況や河川管理者等との協議内容、工事の進捗等により、計画が変更となる場合がある。

図 2-12 工事施工ヤード整備の計画図（右岸部）



(本図は自社の測量成果物を用いている)

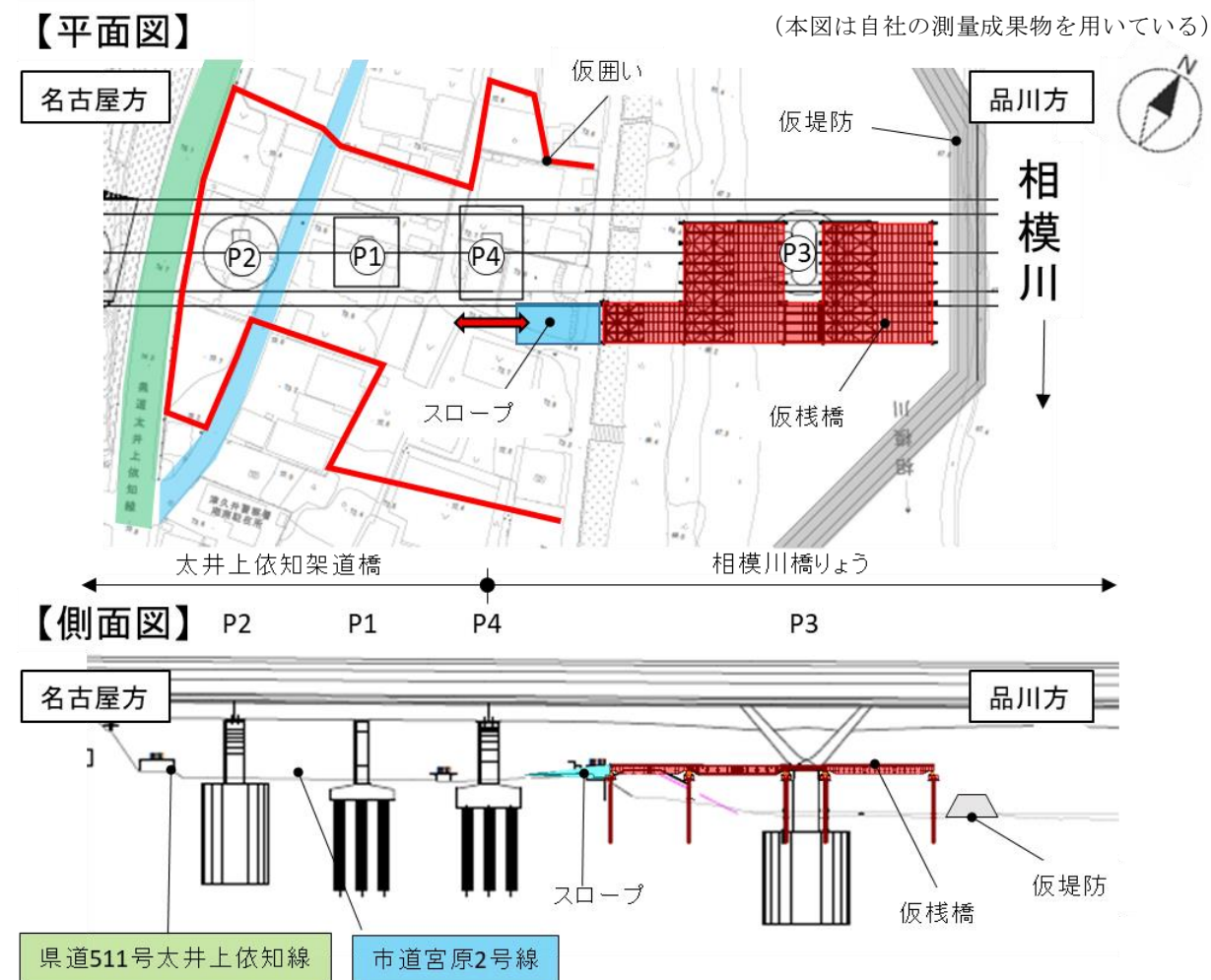


※ 現地の状況や河川管理者等との協議内容、工事の進捗等により、計画が変更となる場合がある。

図 2-13 工事完了後の本設付け替え道路の計画図 (右岸部)

## 2-5-2 準備工（仮棧橋設置）

左岸部と同様に右岸部においても、河川内で下部工及び上部工の工事を行うために仮棧橋を設置する。平面図及び側面図を図 2-14 に示す。仮棧橋は河川内の工事期間中設置し、上部工の工事が終わり次第撤去する。撤去する際には、河川内に仮堤防を再度設置する。河川内に設置する仮堤防は図 2-12 に示すものと同様である。

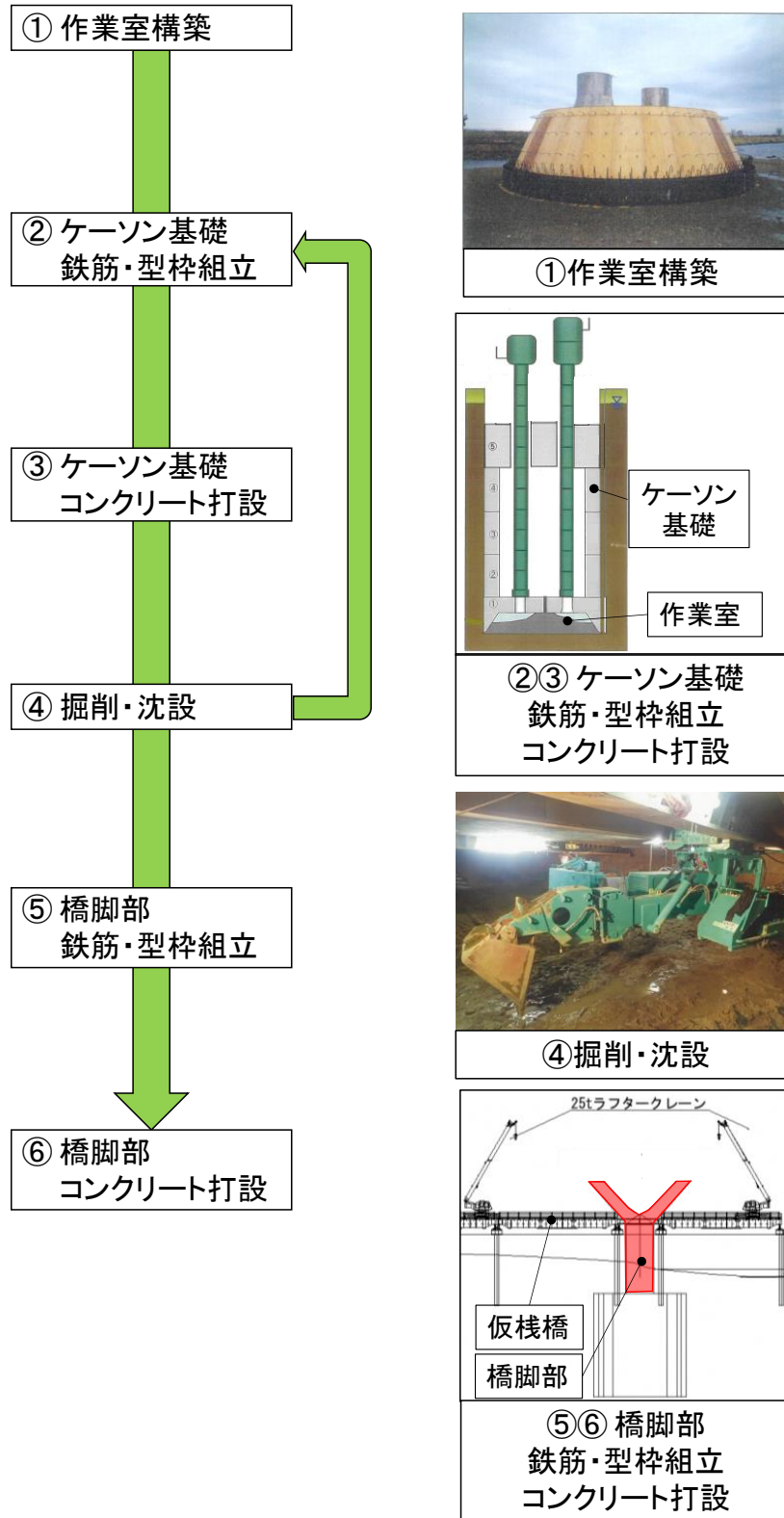


※現地状況や河川管理者等との協議内容、工事の進捗等により、計画が変更となる場合がある。

図 2-14 仮棧橋の平面図及び側面図（右岸部）

### 2-5-3 下部工（相模川B P3ケーソン基礎、相模川B P3橋脚）

相模川B P3橋脚の下部工のうち基礎部は、ニューマチックケーソン工法により施工する。下部工の主な施工手順を図2-15に示す。作業室構築後、基礎部を構築しながら掘削・沈設する。その後、仮栈橋上で橋脚部を構築する。

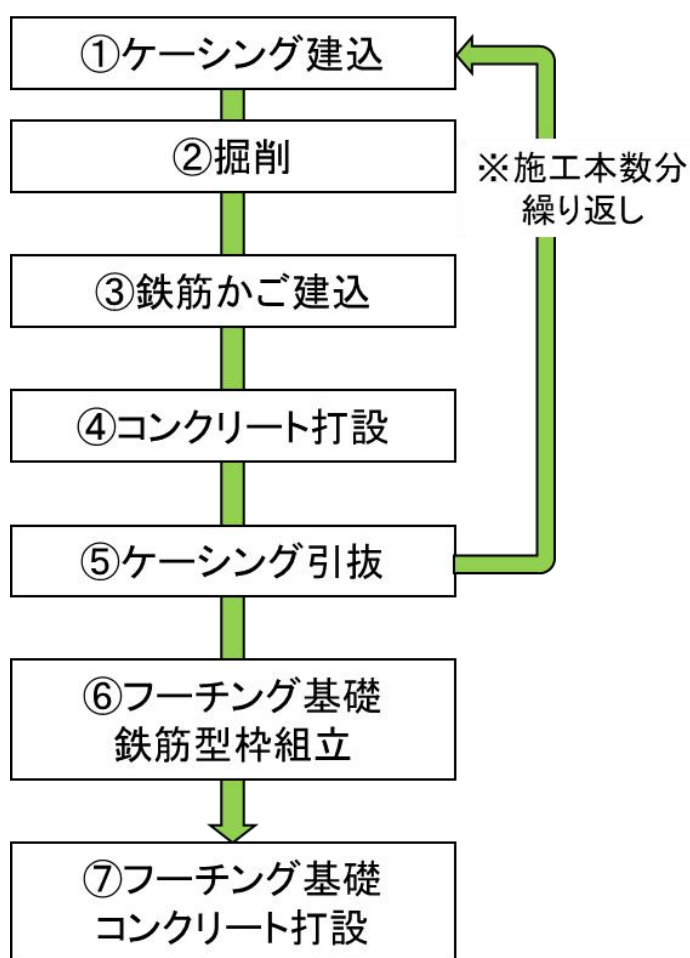


※類似工事の写真を掲載している

図2-15 下部工（相模川B P3ケーソン基礎、相模川B P3橋脚）の施工手順

## 2-5-4 下部工（相模川B P4、太井上依知B v P1場所打ち杭）

相模川B P4、太井上依知B v P1橋脚の下部工のうち基礎部は、場所打ち杭工法により施工する。主な施工手順を図2-16に示す。



①ケーシング建込



③鉄筋かご建込



④コンクリート打設



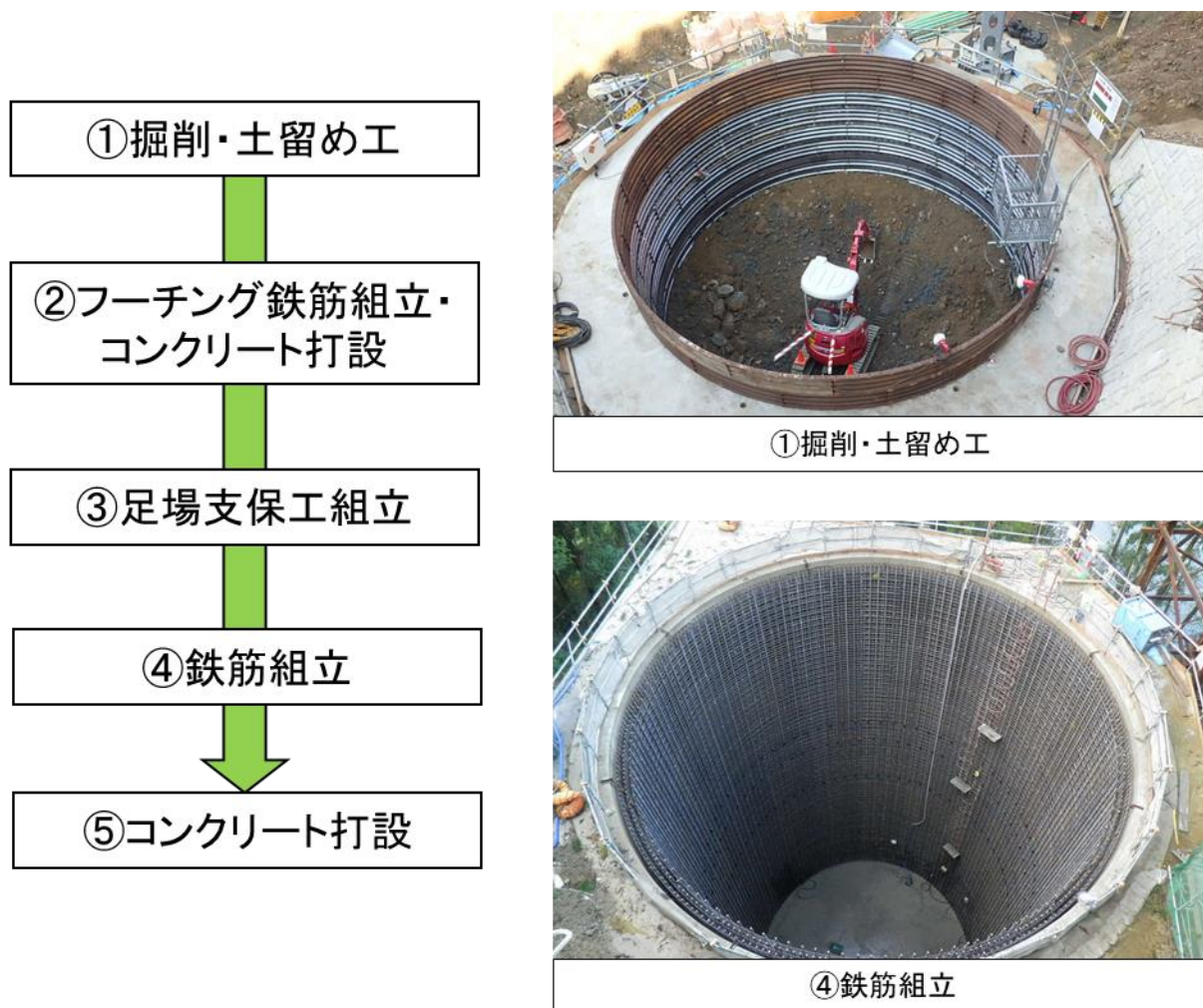
⑥フーチング基礎鉄筋組立

※類似工事の写真を掲載している

図2-16 下部工（相模川B P4・太井上依知B v P1場所打ち杭）の施工手順

## 2-5-5 下部工（太井上依知B v P 2大口径深礎杭）

太井上依知B v P 2橋脚の下部工のうち基礎部は、大口径深礎杭基礎工法により施工する。主な施工手順を図 2-17 に示す。初めに、ライナープレートによる土留め工を行いながら定着地盤まで掘削を行う。次に、フーチングの鉄筋組立・コンクリート打設を行う。その後、足場支保工、鉄筋の組立を行い、残りの基礎部のコンクリート打設を行う。

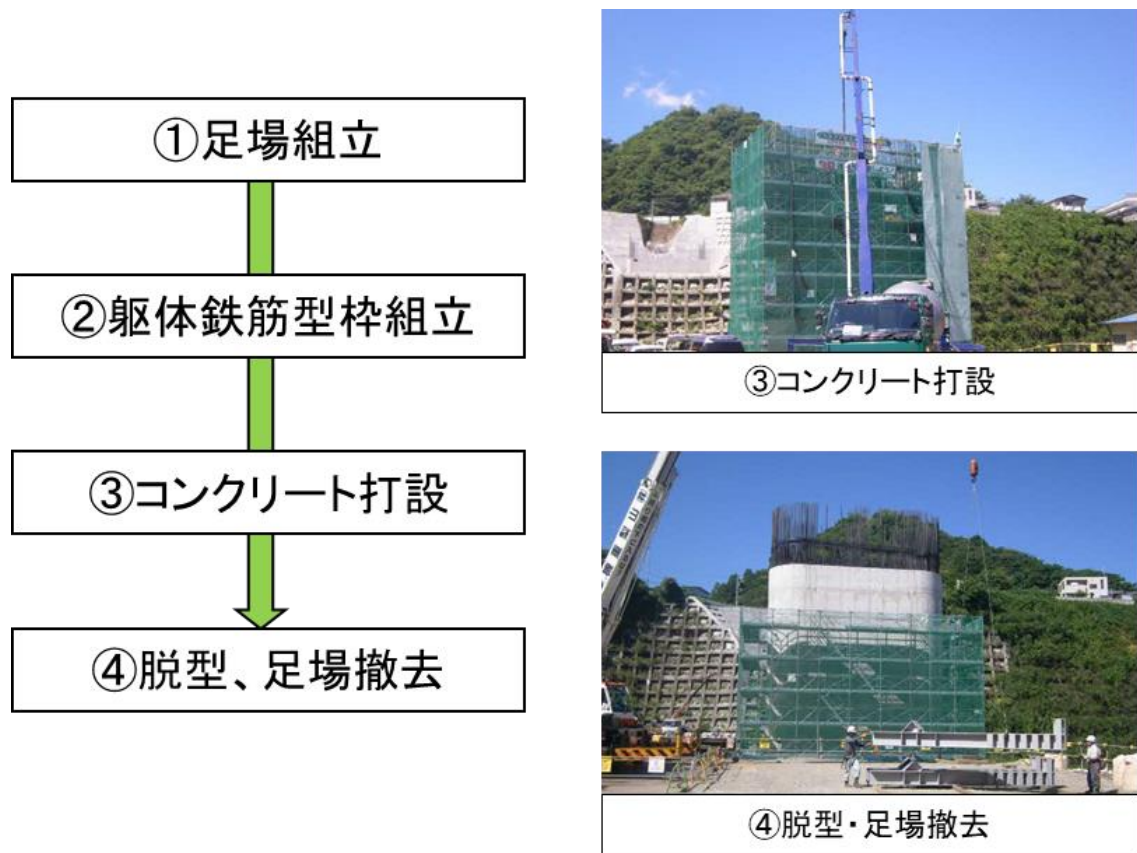


※類似工事の写真を掲載している

図 2-17 下部工（太井上依知B v P 2大口径深礎杭）の施工手順

## 2-5-6 下部工（相模川B P4、太井上依知B v P1・P2 橋脚躯体構築）

相模川B P4、太井上依知B v P1の場所打ち杭基礎及び太井上依知B v P2の深礎杭基礎の施工完了後に橋脚の躯体を構築する。主な施工手順を図2-18に示す。

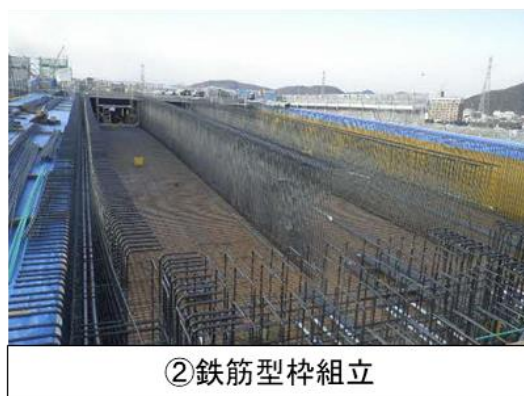
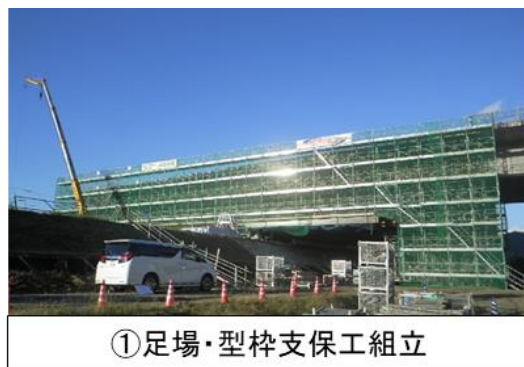


※類似工事の写真を掲載している

図2-18 下部工（橋脚躯体構築）の施工手順

### 2-5-7 上部工（固定式支保工架設工法）

相模川B P 4～太井上依知B v P 2間の上部工は、固定式支保工架設工法により施工する。主な施工手順を図2-19に示す。まず、足場・型枠支保工を組立て、型枠・鉄筋の組立後、コンクリート打設を行う。その後、PC鋼材を緊張してから、型枠・足場を解体する。

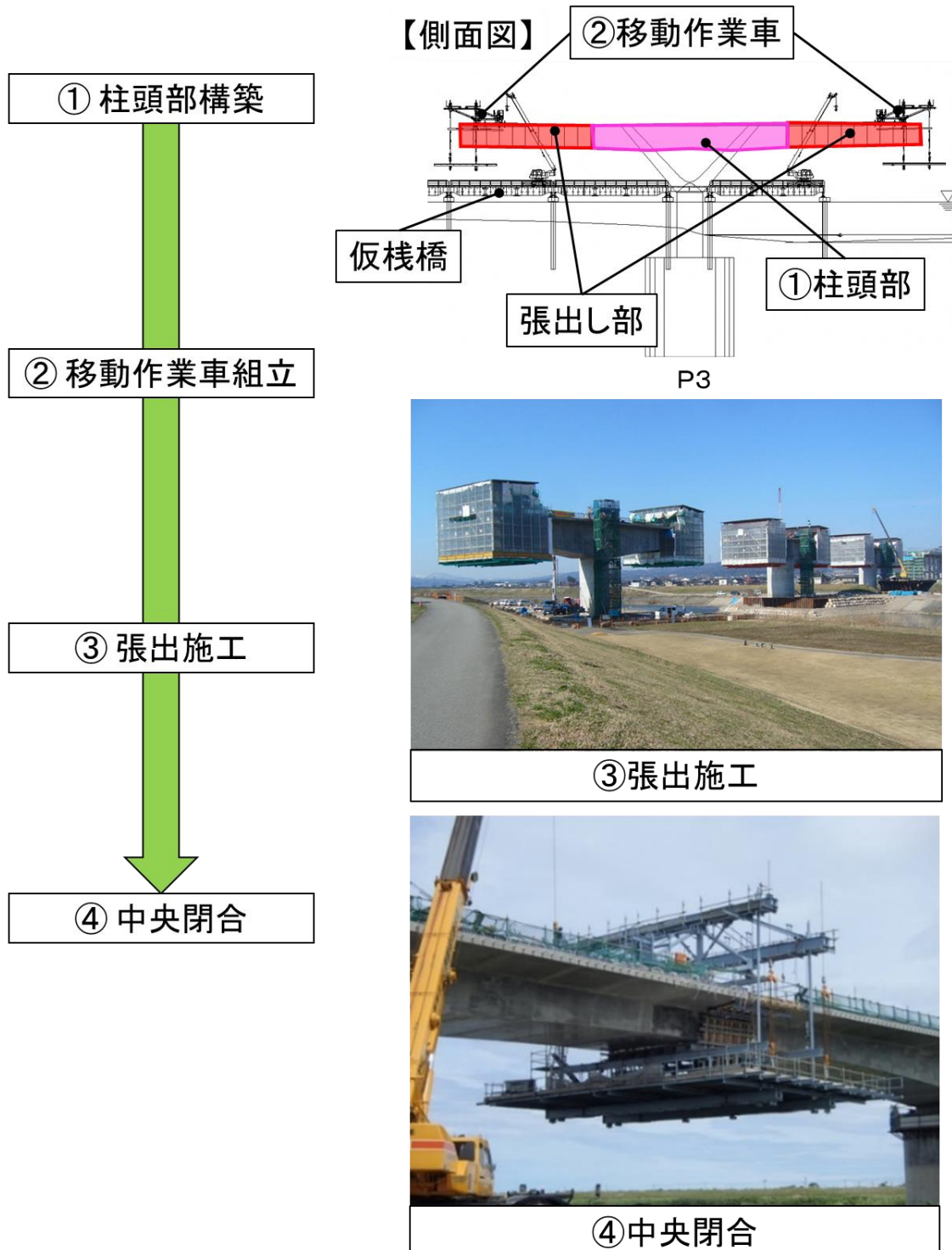


※類似工事の写真を掲載している

図2-19 上部工（場所打ち部）の施工手順

### 2-5-8 上部工（張出架設工法）

相模川B P3の上部工は、張出架設工法により施工する。主な施工手順を図2-20に示す。まず、仮栈橋上で柱頭部及び移動作業車の組立を行う。張出施工では、移動作業車の中で上部工の鉄筋・型枠組立、コンクリート打設を繰り返しながら上部工を構築する。中央閉合では、張出施工で構築した上部工と上部工をつなぎ合わせるために、移動作業車等の中で鉄筋・型枠組立、コンクリート打設を行う。



※類似工事の写真を掲載している

図 2-20 上部工（張出架設工法）の施工手順



## 2-5-9 護岸工

河川内の工事にあわせて、図 2-21 に示す箇所において、護岸工として、護床ブロック及び張りコンクリート等の設置を行う。渡河部上流側における護岸工は下部工設置前に実施し、渡河部付近の護岸工は仮栈橋撤去後に実施する。



図 2-21 護岸工設置図

## 2-6 工事計画及び施工手順（尾崎坂部）

尾崎坂部における工事では、初めに、準備工として工事施工ヤードを整備する。同じく準備工として落石防護工を施工した後、切土工・切土補強土壁工を施工し、下部工の構築を行う。下部工構築完了後、落石防護工は撤去し、準備工として県道 511 号太井上依知線への落下物防止工を施工し、上部工の構築を行う。上部工構築完了後、落下物防止工を撤去し、環境対策工等を施工する。本工事における施工ステップを図 2-22 に示す。

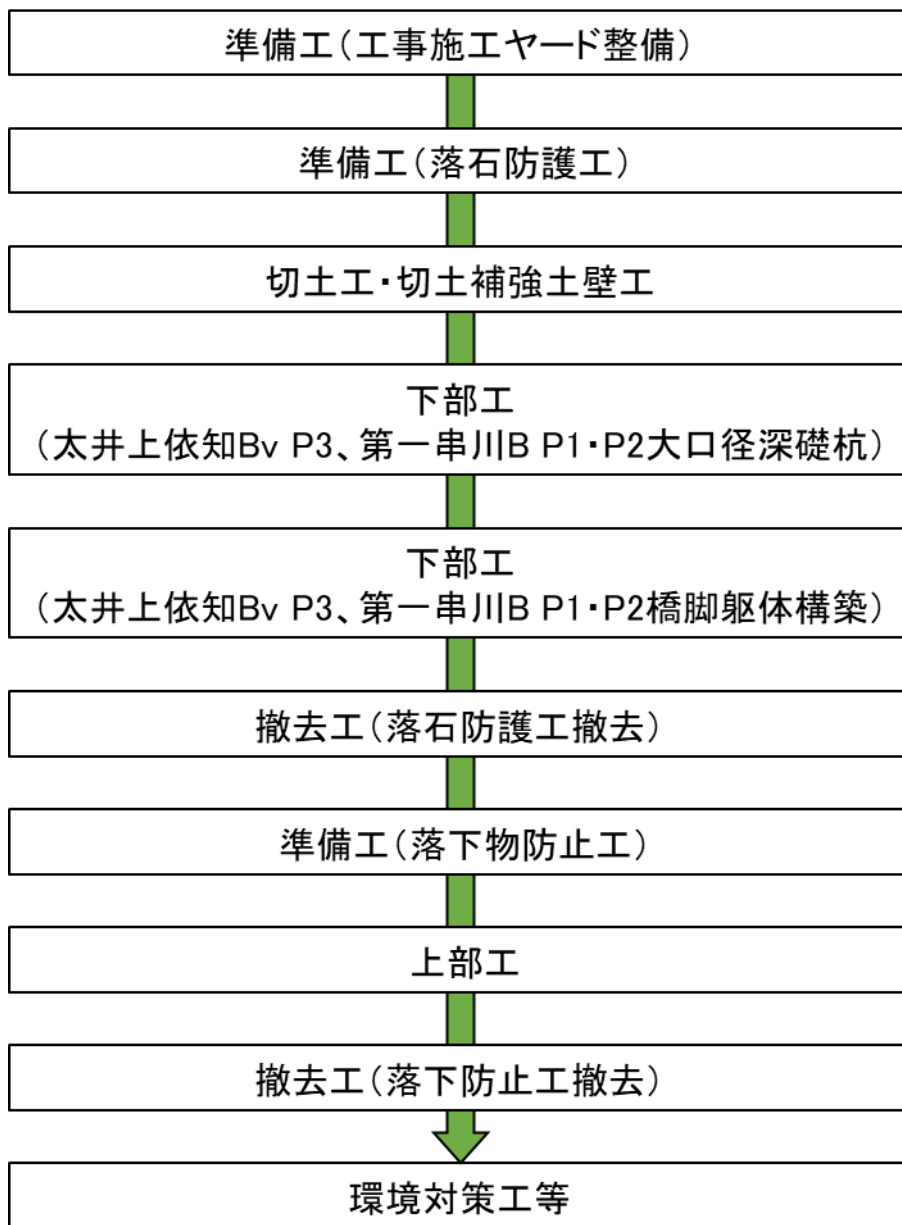


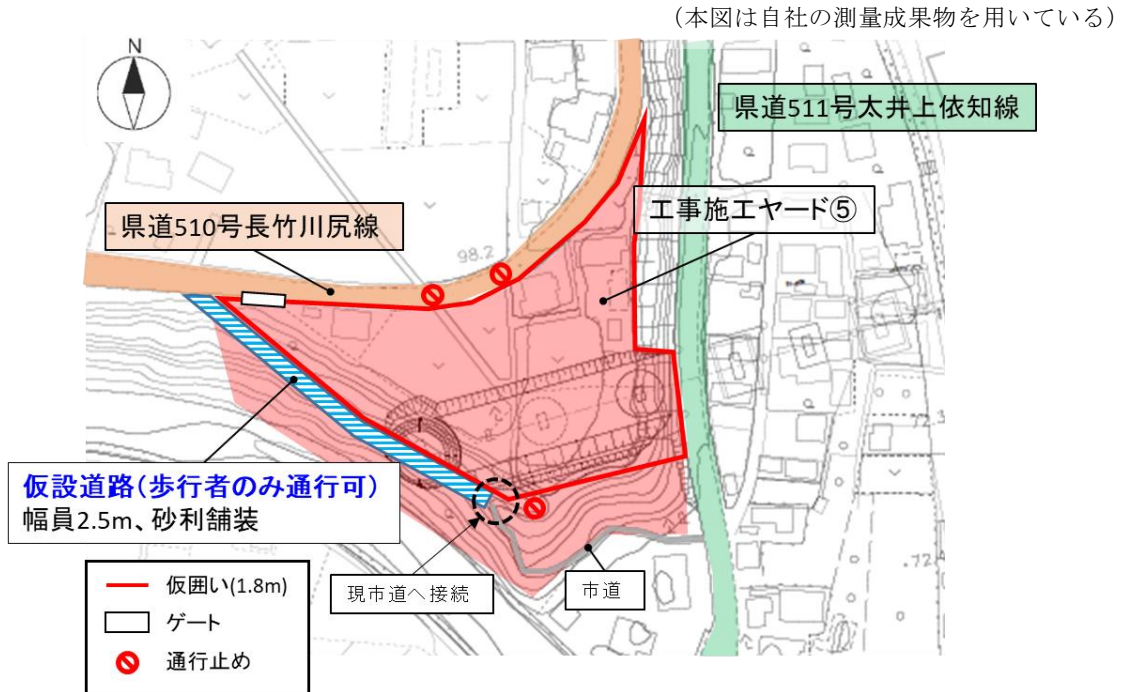
図 2-22 尾崎坂部の施工ステップ

注：2-6 節を追加しました。（以降、2-6-8 項まで追加）（令和 5 年 6 月）

## 2-6-1 準備工（工事施工ヤード整備）

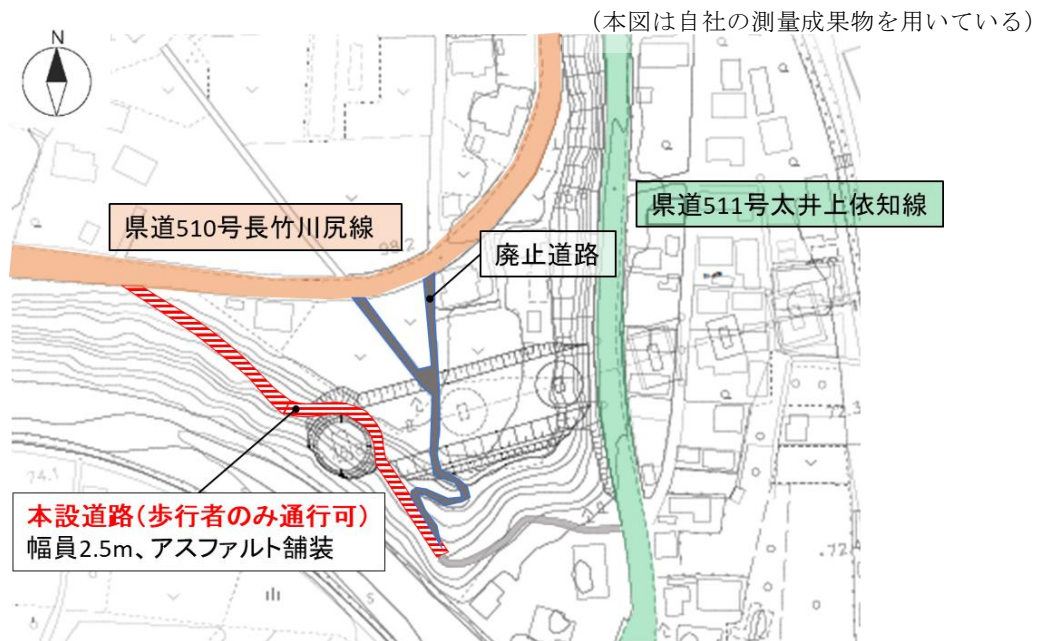
右岸部工事における工事施工ヤードの計画を図 2-23 に示す。

工事施工ヤード⑤の周囲に仮囲い、門扉等を設置し、ヤード内を整地する。工事に伴い県道 510 号長竹川尻線と市道をつなぐ道路が廃止となるため、仮設道路を整備する。工事完了後は図 2-24 に示すように付け替え道路を整備する。



※ 舗装種別に関しては変更となる可能性がある。

図 2-23 工事施工ヤード整備の計画図（尾崎坂部）



※ 本設道路の線形については、周辺に計画される設備の配置等により変更となる可能性がある。

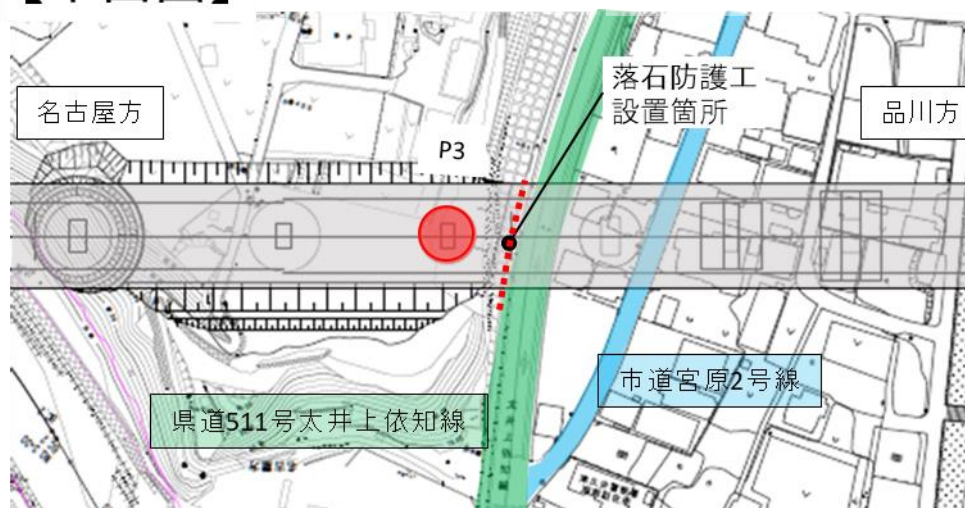
図 2-24 工事完了後の本設付け替え道路の計画図（尾崎坂部）

## 2-6-2 準備工（落石防護工）

太井上依知B v P3橋脚施工に伴う掘削作業時、県道を通行する車両を落石から防護するため、落石防護工を設置する。設置箇所の平面図及び設置イメージを図2-25に示す。落石防護はH鋼杭と軽量鋼矢板を使用したものとする。P3橋脚施工完了後、撤去する。

### 【平面図】

(本図は自社の測量成果物を用いている)



### 落石防護工イメージ



※類似工事の写真を掲載している

図2-25 落石防護工設置箇所の平面図と設置イメージ

### 2-6-3 切土工・切土補強土壁工

太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2 橋脚及び上部工施工に伴い法面掘削作業及び切土補強土壁の構築を行う。施工手順と平面図及び断面図を図 2-26 に示す。掘削後、切土補強土壁工の施工により、切土法面の補強を行う。

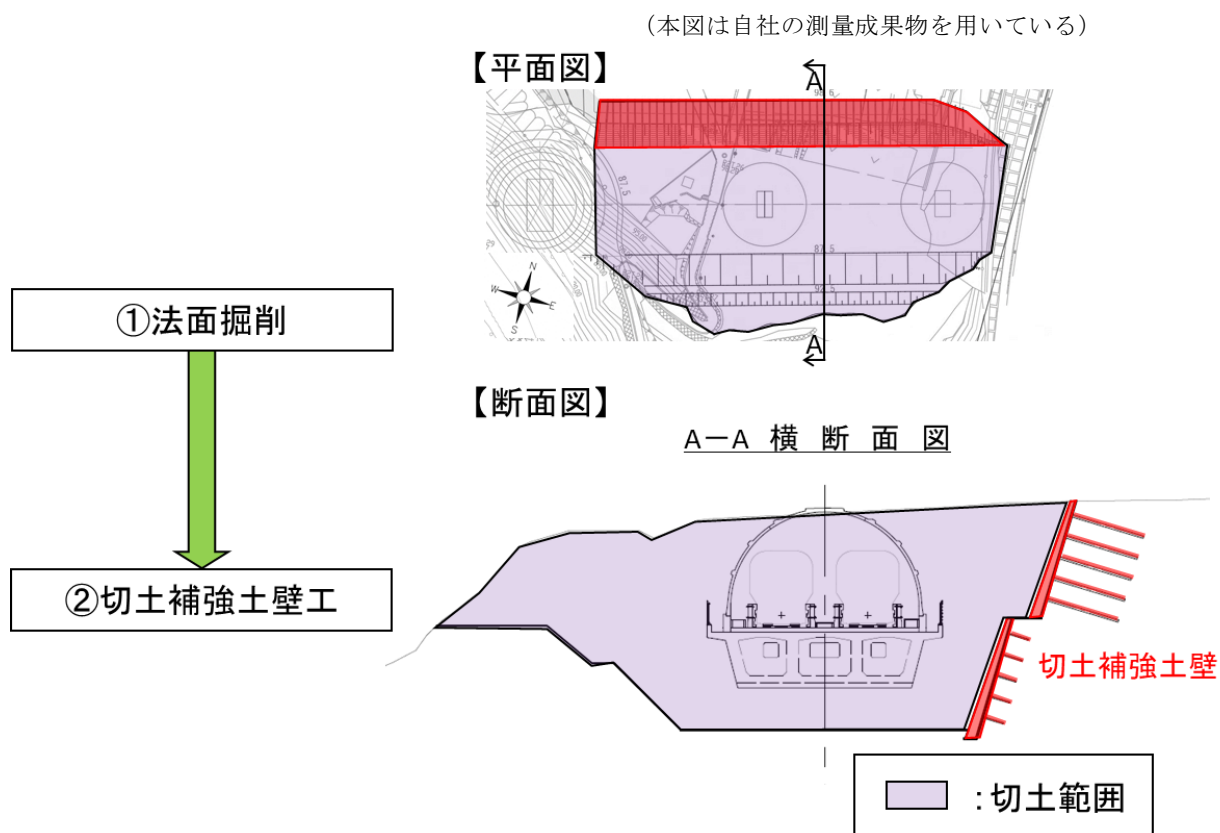
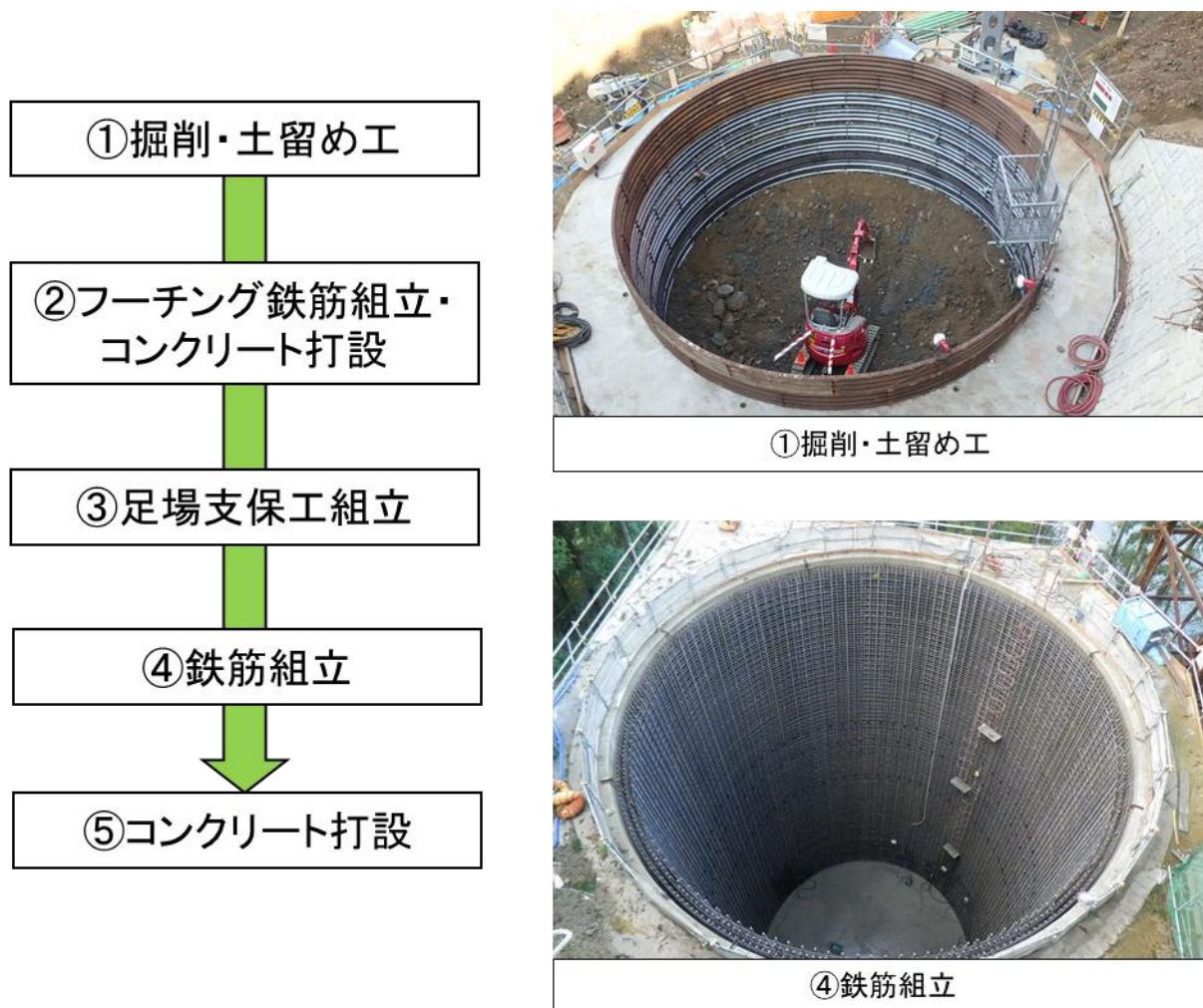


図 2-26 切土工・切土補強土壁工の施工手順と概要

## 2-6-4 下部工（太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2大口径深礎杭）

太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2橋脚の下部工のうち基礎部は、大口径深礎杭基礎工法により施工する。主な施工手順を図 2-27 に示す。初めに、ライナープレートによる土留め工を行いながら定着地盤まで掘削を行う。次に、フーチングの鉄筋組立・コンクリート打設を行う。その後、足場支保工、鉄筋の組立を行い、残りの基礎部のコンクリート打設を行う。

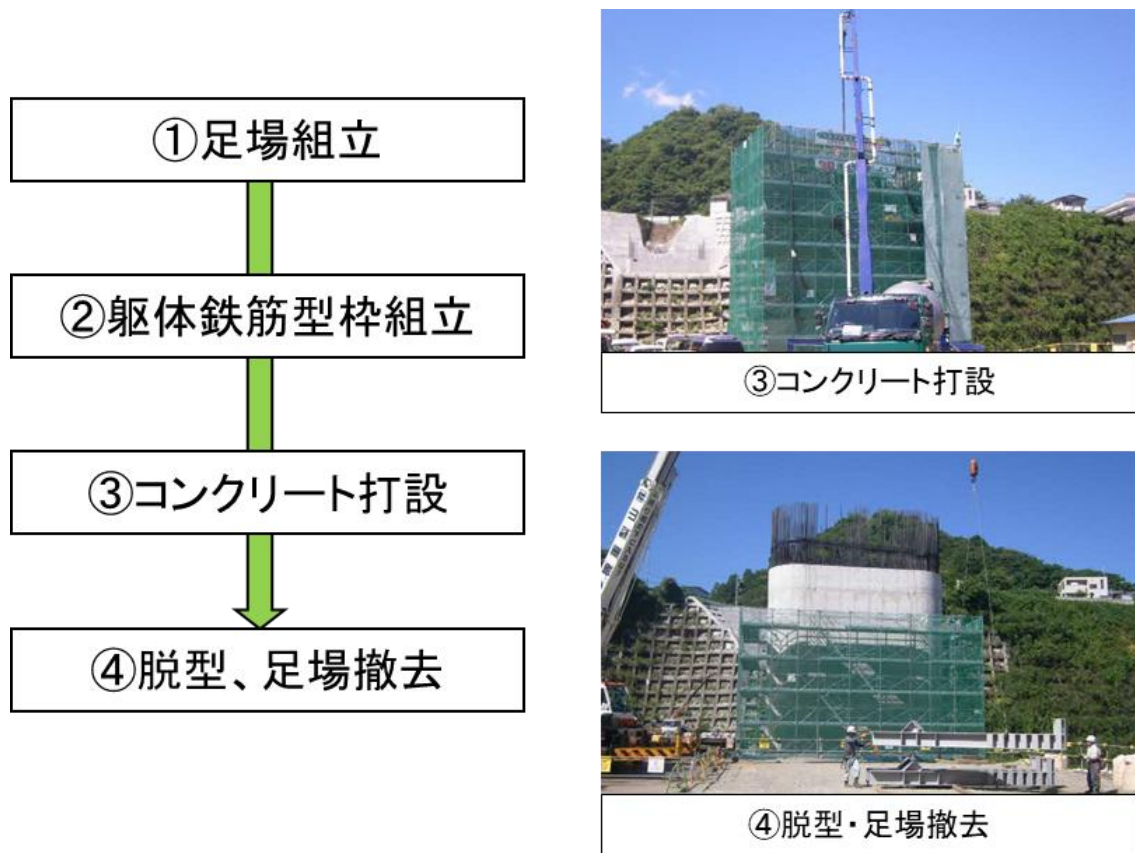


※類似工事の写真を掲載している

図 2-27 下部工（太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2大口径深礎杭）の施工手順

## 2-6-5 下部工（太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2 橋脚躯体構築）

太井上依知B v P 3、第一串川B P 1・P 2の大口径深礎杭基礎の施工完了後に橋脚の躯体を構築する。主な施工手順を図 2-28 に示す。

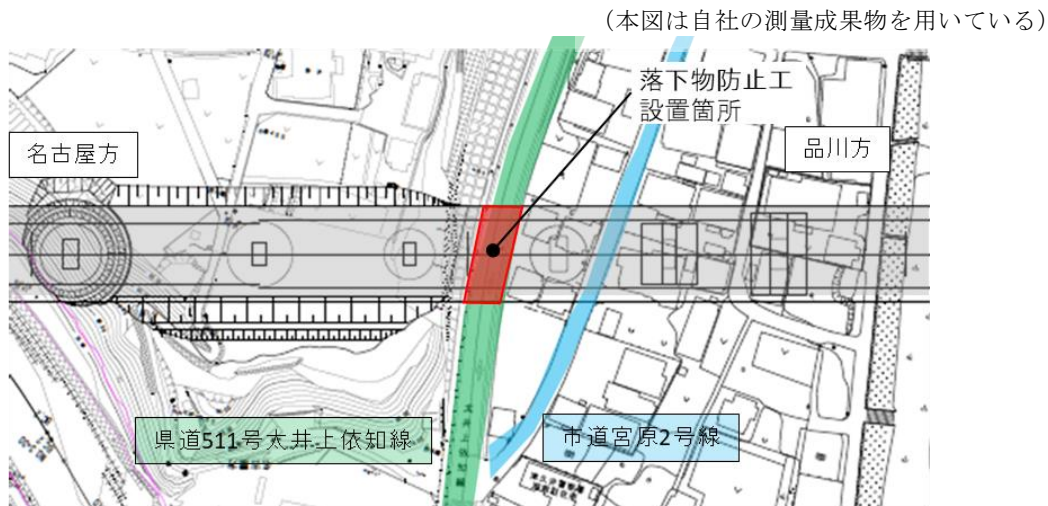


※類似工事の写真を掲載している

図 2-28 下部工（橋脚躯体構築）の施工手順

### 2-6-6 準備工（落下物防止工）

県道上の上部工を施工するにあたり、県道を通行する車両を落下物から防護すること及び上部工構築のための支保工として落下物防止工を設置する。施工箇所の平面図及び設置イメージを図2-29に示す。設置の際は、所定の手続きをとり、県道を一時規制して施工を行う。上部工構築が完了後、撤去する。



落下物防止工イメージ



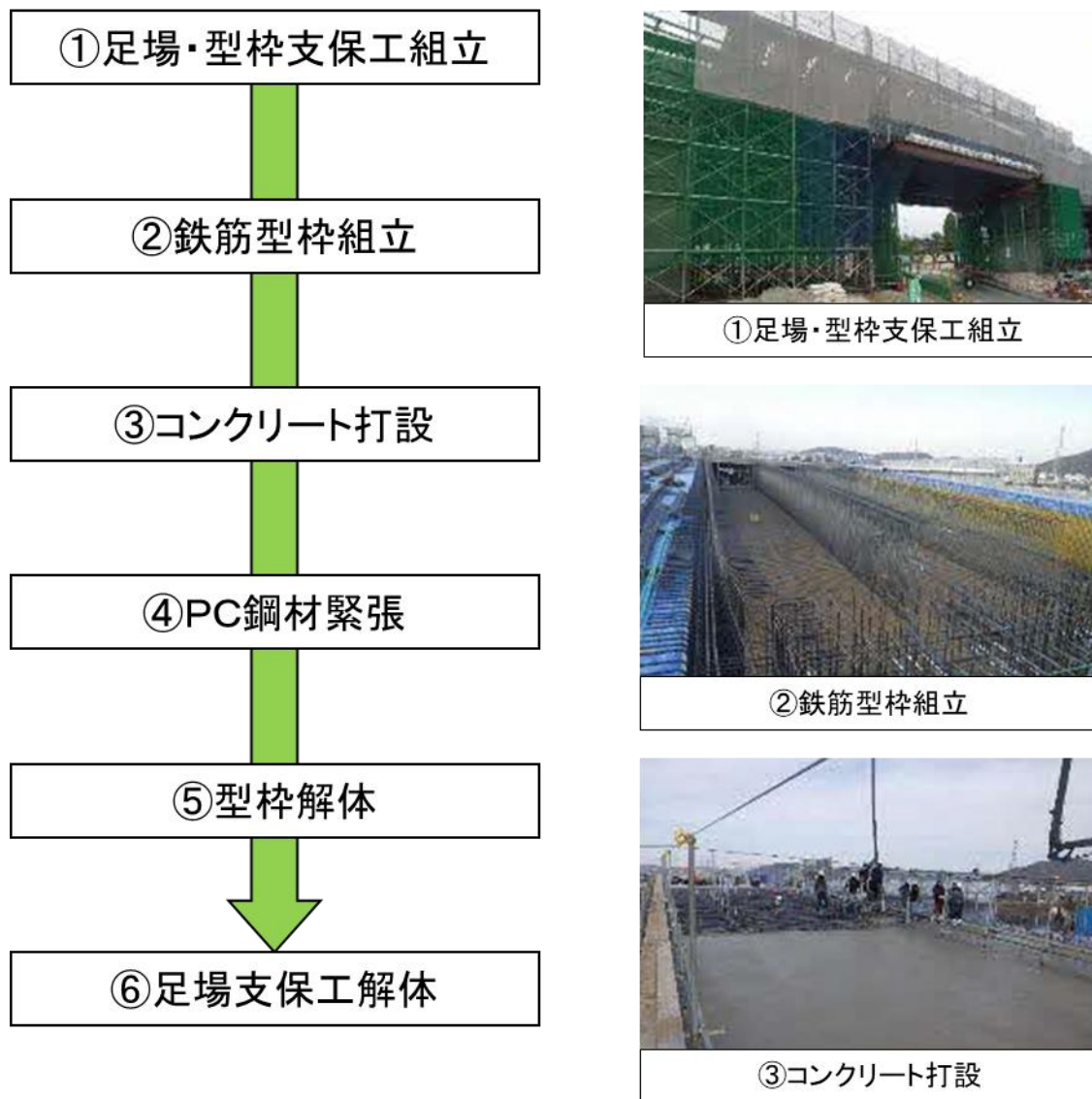
※類似工事の写真を掲載している

図 2-29 落下物防止工設置箇所の平面図と設置イメージ



## 2-6-7 上部工

尾崎坂部の上部工は、固定式支保工架設工法により施工する。主な施工手順を図 2-30 に示す。まず、足場・型枠支保工を組立て、型枠・鉄筋の組立後、コンクリート打設を行う。その後、PC 鋼材を緊張してから、型枠・足場を解体する。

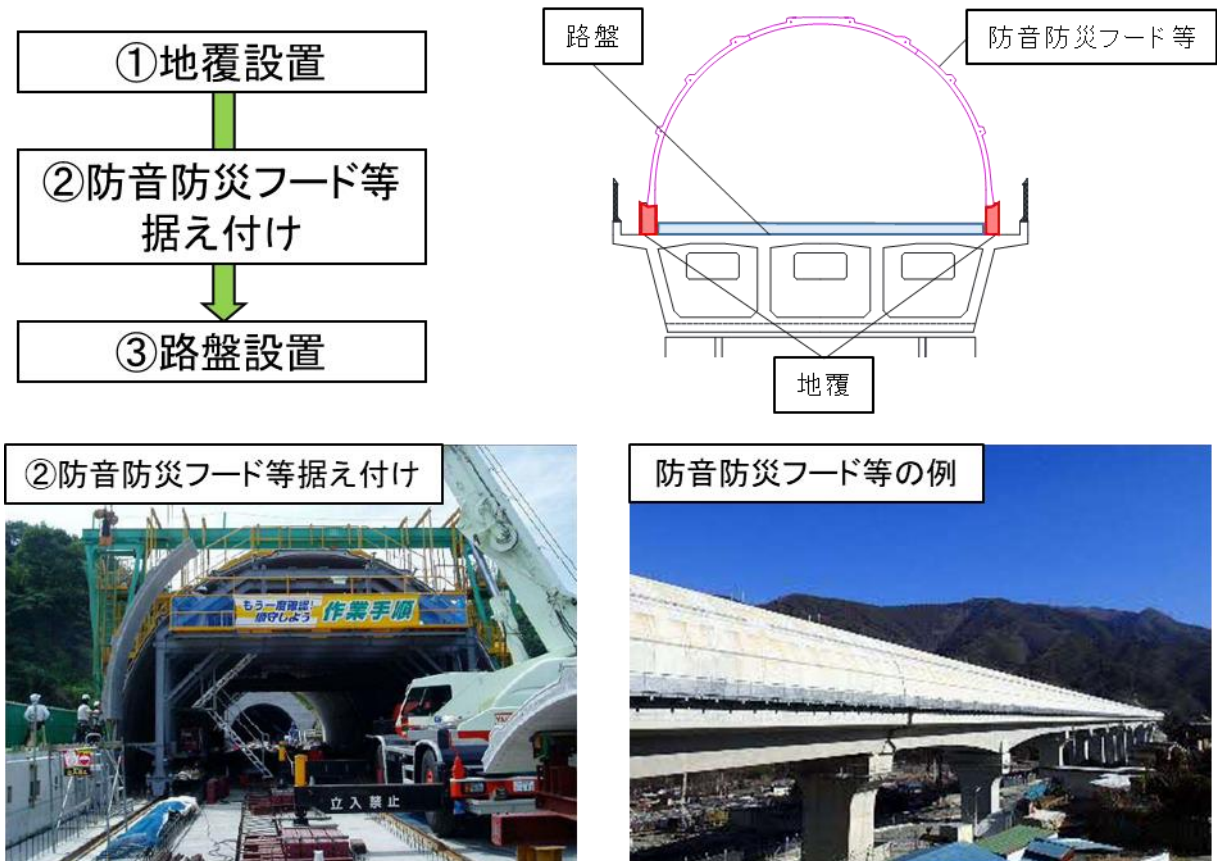


※類似工事の写真を掲載している

図 2-30 尾崎坂部の上部工の施工手順

## 2-7 環境対策工等

完成した橋桁上において、地覆、環境対策工（防音防災フード等）、路盤の施工を行う。主な施工ステップを図 2-31 に示す。



※類似工事の写真を掲載している

図 2-31 環境対策工等の施工手順

## 2-8 工事工程

工事工程を表 2-1 に示す。なお、本工程は令和 5 年 6 月時点の予定である。

表 2-1 工事工程表

	年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	月	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3
左岸部	準備工		■								
	下部工		■	■	■	■	■	■	■	■	
	上部工							■	■	■	■
	撤去工										■
右岸部	準備工			■	■				■	■	
	護岸工				■						■
	下部工			■	■	■	■	■	■	■	
	上部工							■	■	■	■
	撤去工										■
尾崎坂部	準備工					■	■		■		
	切土工・ 切土補強土壁工						■	■			
	下部工							■	■	■	
	上部工								■	■	■
	撤去工								■		■
環境対策工等											■

■ 8:00 ~ 17:00

■ 17:00 ~ 翌 8:00  
(相模川B P1・P2・P3ケーソン基礎工事時のみ)

※ 工程については、工事の状況等により変更する場合がある。

※ 令和 5 年 5 月までは実績の工程を示している。

※ 仮栈橋については、下部工開始時に設置し、上部工完了時に撤去する。

注 1 ケーソン基礎の工事の状況等により実施する場合がある。

注：工事の進捗に伴い下線部を更新しました。また、表 2-1 を更新しました。

(令和 5 年 6 月)

## 2-9 工事用車両の運行

### 2-9-1 本工事における工事用車両の運行

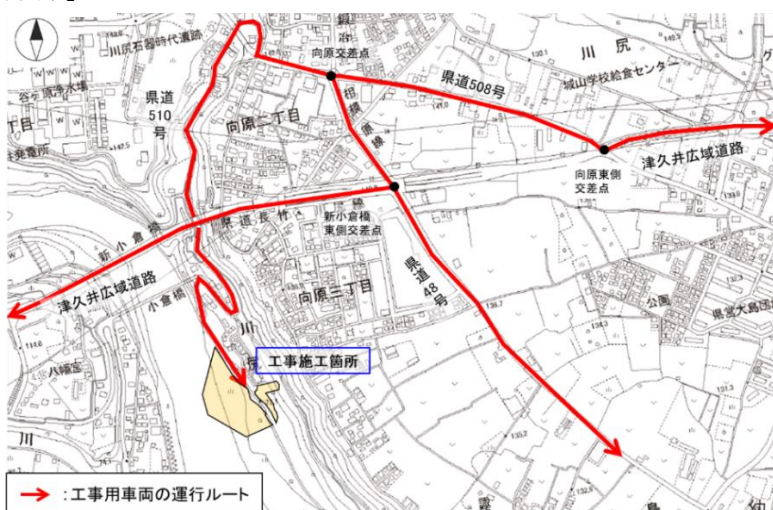
本工事で使用する工事用車両の運行ルート及び運行台数の計画を図 2-32～図 2-34 に示す。使用する主な工事用車両は、資機材等運搬用のトレーラー、コンクリート打設用のコンクリートミキサー車及び発生土運搬用のダンプトラックなどである。

左岸部における工事用車両の運行ルートは、工事施工箇所から県道 510 号を経由し向原交差点を通過後、県道 508 号から津久井広域道路を利用する経路、向原交差点から県道 48 号を利用する経路、新小倉橋東側交差点から津久井広域道路を利用する経路を基本とする。

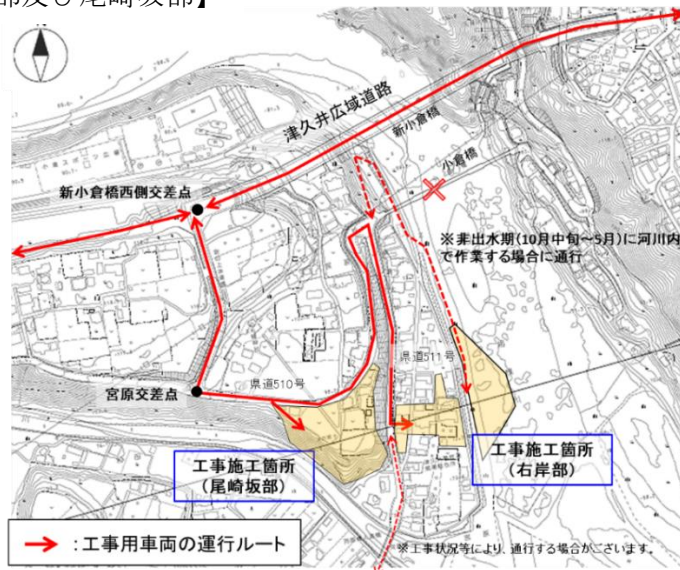
右岸部及び尾崎坂部における工事用車両の通行ルートは、工事施工箇所から県道 511 号及び 510 号を経由し、宮原交差点及び新小倉橋西側交差点を通過後、津久井広域道路を利用する経路を基本とする。

【左岸部】

(本図は自社の測量成果物を用いている)



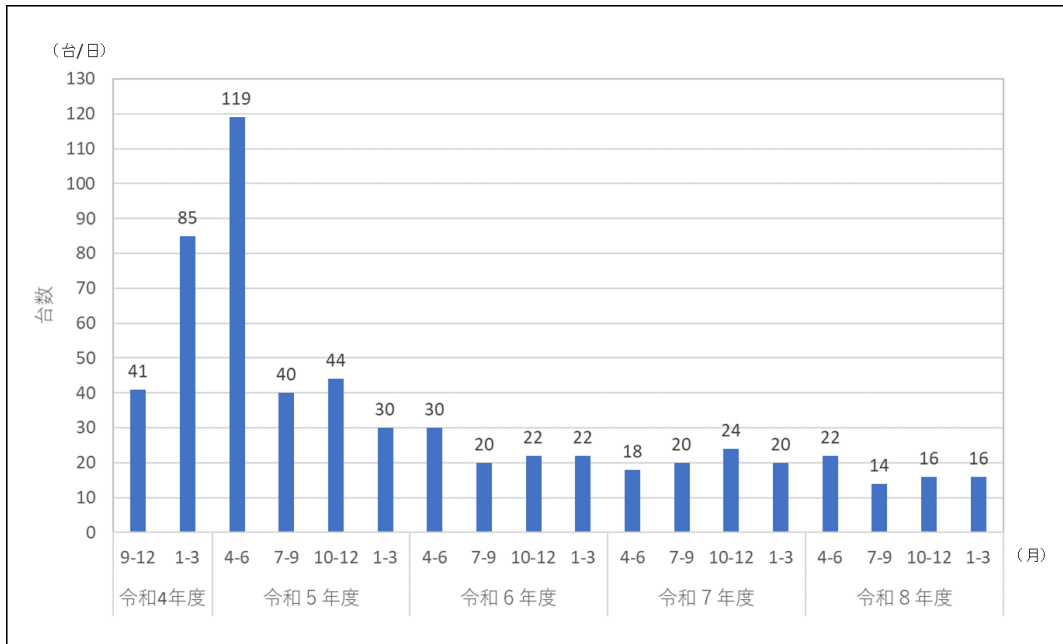
【右岸部及び尾崎坂部】



※ 運行ルートについては、現地の状況等により変更する場合があります。

図 2-32 本工事における工事用車両の運行ルート

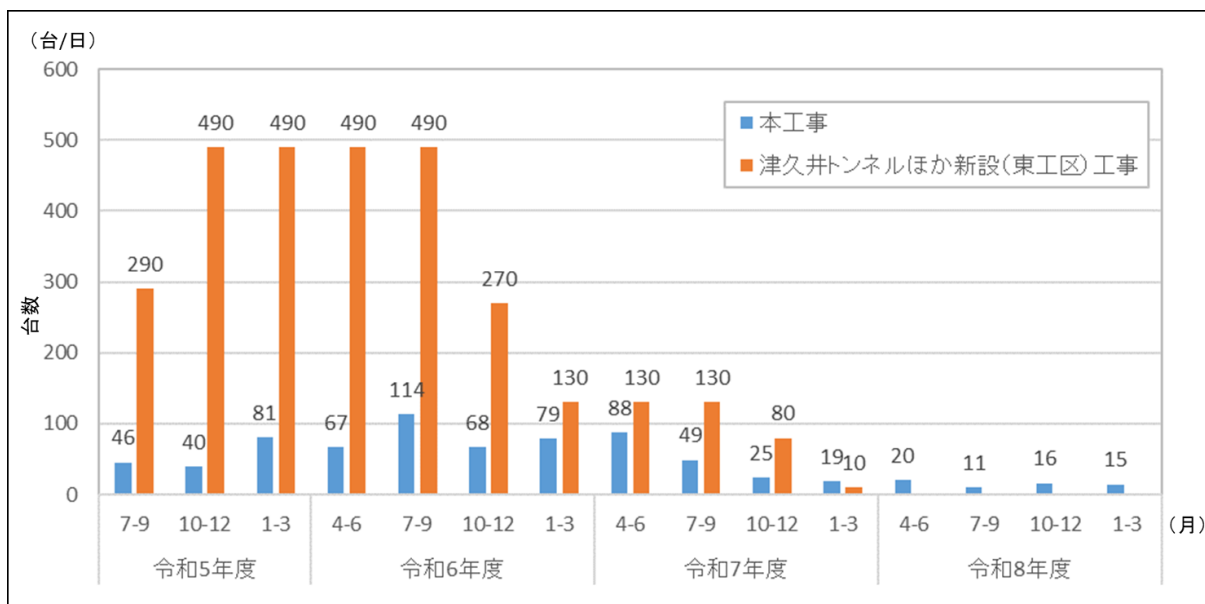
注：下線部を追記しました。また、図 2-32 を更新しました。(令和 5 年 6 月)



- ※ 上記は向原交差点における日中（7:00～18:00）の工事用車両の四半期毎にまとめたピーク月の日平均台数（往復）を示している。
- ※ 令和5年5月までは運行台数の実績を示している。
- ※ 平成29年に相模原市が行った向原交差点における7:00～18:00の自動車交通量（総流入交通量）は約17,500台/日である。（出展：相模原市オープンデータ）
- ※ 月1～2回程度コンクリート打設を伴う工事を行うため、コンクリートミキサー車及びコンクリートポンプ車が多く走る場合がある。特に往復100台/日以上を運行する回数は以下の通りである。
  - 令和4年度：往復約130～280台/日が5回
  - 令和5年度：往復約100～250台/日が5回程度
  - 令和6年度：往復約150～300台/日が1回程度
  - 令和7年度：往復約200台/日が1回程度
  - 令和8年度：往復約100～200台/日が4回程度
- ※ 令和5年6月時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

図 2-33 本工事における運行台数（往復）（左岸部：向原交差点）

注：図 2-33 を更新しました。（令和5年6月）



※ 上記は宮原交差点における日中（7:00～18:00）の工事用車両の四半期毎にまとめたピーク月の日平均台数（往復）を示している。

※ 同じ交差点を通過する「津久井トンネルほか新設（東工区）」工事における車両台数も併記している。

※ 当社が2021年1月に調査した宮原交差点における7:00～18:00の自動車交通量（総流入交通量）は約5,500台/日である。

※ 月3～4回程度コンクリート打設を伴う工事を行うため、コンクリートミキサー車及びコンクリートポンプ車が多く走る場合がある。特に往復100台/日以上を運行する回数は以下の通りである。

令和5年度：往復約120～320台/日が10回程度

令和6年度：往復約100～400台/日が16回程度

令和7年度：往復約100～240台/日が11回程度

令和8年度：往復約100～240台/日が10回程度

※ 令和5年6月時点の計画であり、状況等により変更する場合がある。

図 2-34 本工事における運行台数（往復）（右岸部及び尾崎坂部：宮原交差点）

注：図 2-34 を追加しました。（令和5年6月）

### 第3章 環境保全措置の計画

#### 3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて以下に示す具体的検討手順により採否を検討した。工事に伴う改変を予定している箇所に生息・生育する動植物について、環境保全措置の詳細な検討に向けた事前確認調査を実施したので、その調査結果も踏まえて、環境保全措置を検討した。なお、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討を行った。

(具体的な検討手順)

工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、その他の環境要因への影響も考慮し地形の改変範囲をできる限り小さくするように計画



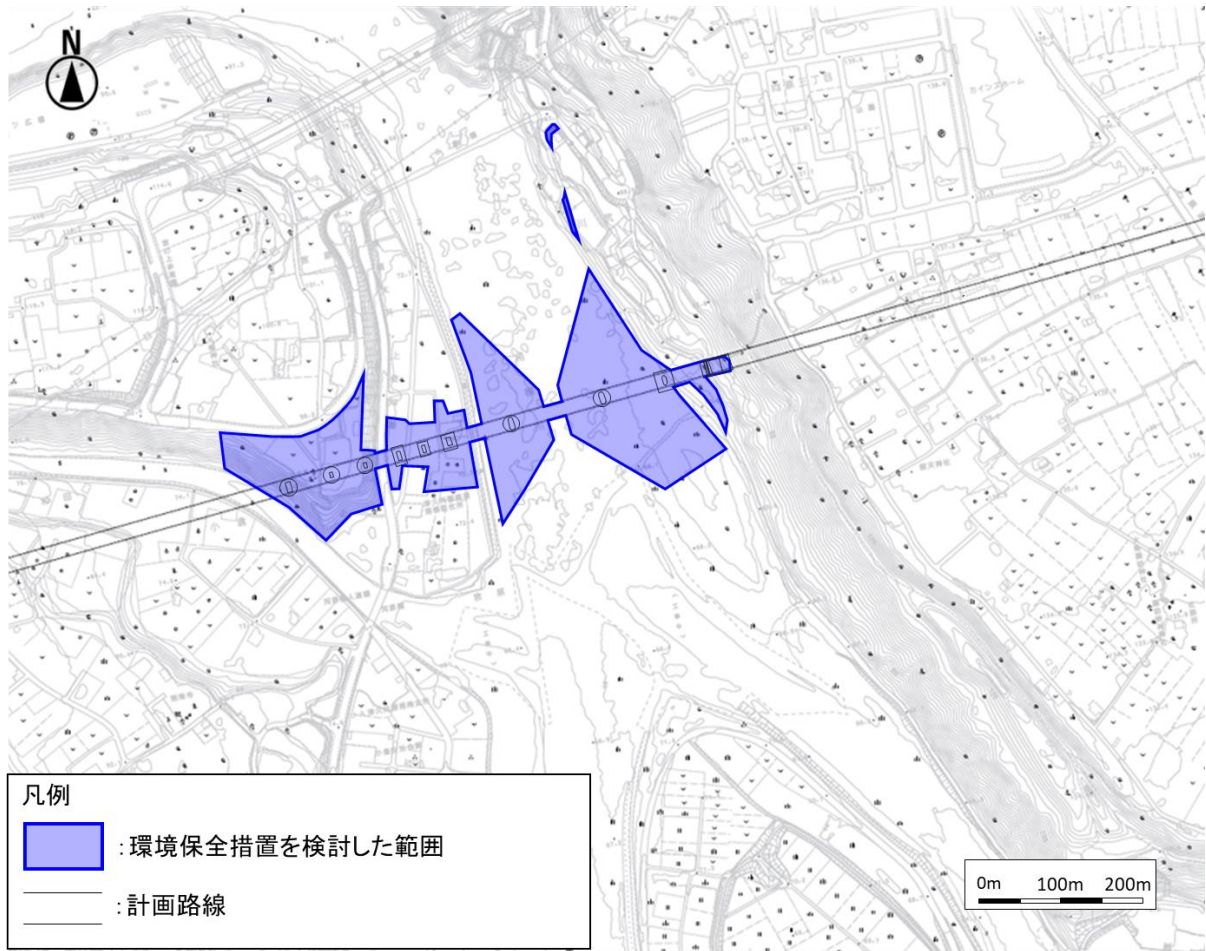
そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、

- ・ 建設機械、仮設設備等のハード面
- ・ 係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面から検討

### 3-2 環境保全措置を検討した範囲

環境保全措置を検討した範囲を図 3-1 に示す。

(本図は自社の測量成果物を用いている)



※ 今後の協議や現地の状況等により計画が変更となる可能性がある。

図 3-1 環境保全措置を検討した範囲

注：図 3-1 を更新しました。(令和 5 年 6 月)



### 3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討

事業計画地の検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、事業計画地周辺には図 3-2～図 3-16 に示すとおり、重要な種等の生息・生育地が存在することから、表 3-1 のとおり、動植物の重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について、回避又は低減を図った。



図 3-2 重要な種の生息確認位置（哺乳類）



図 3-3 重要な種の生息確認位置（鳥類・春）



希少種保護のため非公開

図 3-4 重要な種の生息確認位置（鳥類・繁殖期）



図 3-5 重要な種の生息確認位置（鳥類・夏）



図 3-6 重要な種の生息確認位置（鳥類・秋）



図 3-7 重要な種の生息確認位置（鳥類・冬）



図 3-8 重要な種の生息確認位置（猛禽類 オオタカ（小倉ペア））



図 3-9 重要な種の生息確認位置（爬虫類）





図 3-10 重要な種の生息確認位置（昆虫類①）



図 3-11 重要な種の生息確認位置（昆虫類②）



図 3-12 重要な種の生息確認位置（両生類）



図 3-13 重要な種の生息確認位置（魚類）



図 3-14 重要な種の生息確認位置（底生動物）



図 3-15 重要な種の生育確認位置（高等植物）



図 3-16 重要な種の生育確認位置（蘚苔類）

表 3-1(1) 改変区域及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避・検討結果

希少種保護のため非公開



表 3-1(2) 改変区域及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避・検討結果

希少種保護のため非公開

表 3-1 (3) 改変区域及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避・検討結果

希少種保護のため非公開

表 3-1(4) 改変区域及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避・検討結果

希少種保護のため非公開

表 3-1 (5) 改変区域及びその周辺に生息・生育する重要な種等の回避・検討結果

希少種保護のため非公開

### 3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況を考慮し、以下のとおりの計画とした。なお、図に添付されている写真は一例である。

#### 3-4-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-2(1)～表 3-2(2)に示す。

表 3-2(1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
騒音	仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。	工事施工ヤード①の市道沿い及び住居付近、 <u>工事ヤード④の周囲に高さ 3m、工事ヤード⑤の周辺に高さ 1.8m</u> の仮囲いを設置する計画（図 3-17、図 3-18 写真②）とした。また、ニューマチックケーソン工事では、コンプレッサーを防音ハウス内（図 3-17、図 3-18 写真③）に格納し、稼働音を遮断する計画とした。排気口及び送気口へのマフラー（図 3-17、図 3-18 写真④）の設置等の適切な対策を行うことで、騒音の低減を行う計画とした。 <u>また、騒音発生源付近へ防音シートを設置し、騒音を低減する計画とした。（図 3-18 写真⑤）</u>
大気質 （粉じん等）	仮囲いの設置	仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	工事施工ヤード①の市道沿い及び住居付近、 <u>工事ヤード④の周囲に高さ 3m、工事ヤード⑤の周辺に高さ 1.8m</u> の仮囲いを設置する計画（図 3-17、図 3-18 写真②）とした。
大気質 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	排出ガス対策型建設機械の採用	排出ガス対策型建設機械の採用により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	本工事で使用する建設機械は排出ガス対策型の建設機械を使用する計画（図 3-18 写真①）とした。

※ 表内丸数字は以降の図における丸数字を指す。

注：表 3-2(1)内の下線部を追記しました。（令和 5 年 6 月）

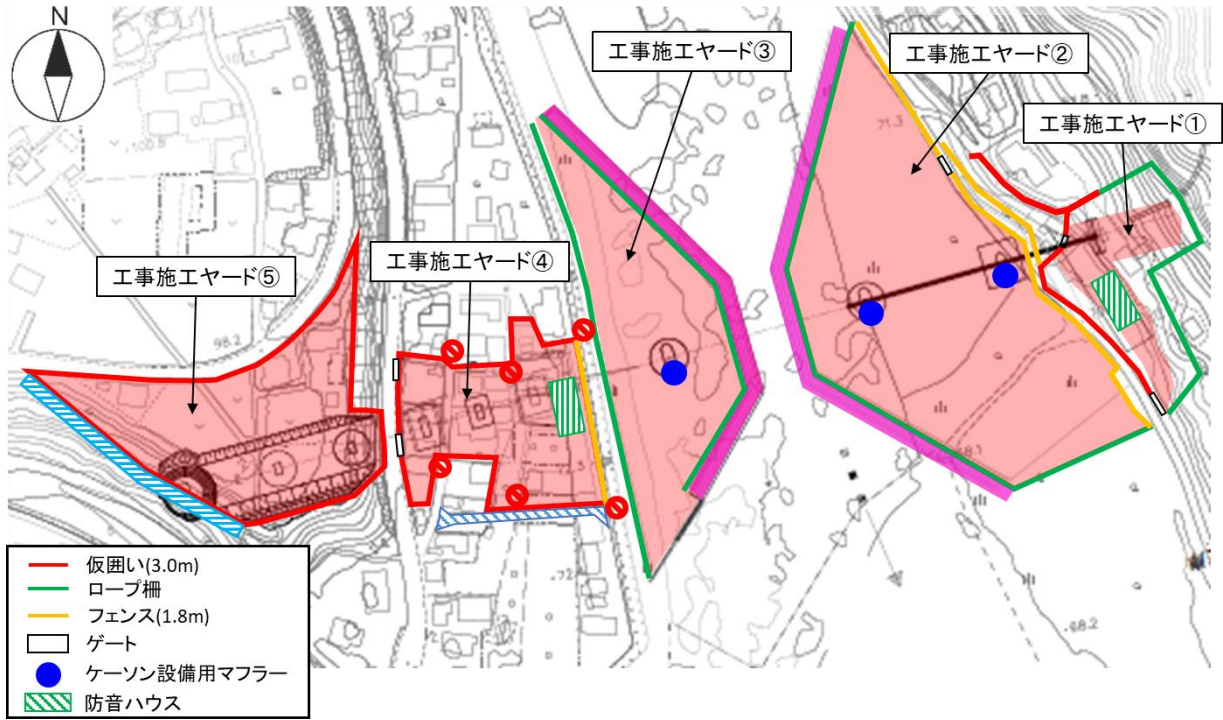
表 3-2(2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等)	工事に伴う改変 区域をできる限 り小さくするこ と	工事施工ヤード内に設置する諸 設備を検討し、設置する設備や その配置を工夫することなど により改変区域をできる限り小 さくすることにより、建設機械 の稼働を最小限に抑えること で、二酸化窒素及び浮遊粒子状 物質の発生を低減できる。	工事専用道路の選定にあたって、 現況の道路を活用することで、 改変区域をできる限り小さくし、 建設機械の稼働を最小限に抑 える計画とした。
騒音	低騒音型建設機 械の採用	低騒音型建設機械の採用によ り、工事に伴う騒音の発生を低 減できる。	本工事で使用する建設機械 は、低騒音型建設機械(図 3- 17 写真①)を採用する計画 とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音、振動	工事規模に合わ せた建設機械の 設定	工事規模に合わせて必要以上の 建設機械の規格、配置及び稼働 とならないように計画すること で、二酸化窒素及び浮遊粒子状 物質、粉じん等、騒音、振動の 発生を低減できる。	本工事で使用する建設機械は 工事規模を想定して必要以上 の規格、配置、稼働とならな いよう計画する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音、振動	工事の平準化	工事の平準化により偏った施工 を避けることで、建設機械の稼 働による二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、粉じん等、騒音、振 動の局地的な影響の発生を低減 できる。	本工事で使用する建設機械が 偏った施工とならないように 配置・稼働させる計画とする。 また、隣接する「津久井トンネ ルほか新設(東工区)」工事と 連携を取り、1日に通行する 工事用車両台数をできる限り 少なくする計画とした。

※ 表内丸数字は以降の図における丸数字を指す。

注：表 3-2(2)内の下線部を追記しました。(令和 5 年 6 月)

(本図は自社の測量成果物を用いている)



※相模川の仮堤防の設置は左岸部と右岸部で同時期に行わない。

図 3-17 大気環境に関する計画面での環境保全措置



図 3-18 大気環境に関する計画面での環境保全措置

注：図 3-17 を更新しました。また、図 3-18 について、類似工事の写真から本工事の写真に更新しました。(令和 5 年 6 月)

工事中は表 3-2(3)の環境保全措置について工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2(3) 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動	建設機械の使用 時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	本工事で建設機械の稼働に従事する者に対して高負荷運転の防止及びアイドリングストップを講習・指導する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動	建設機械の点検 及び整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	本工事で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音、振動	工事従事者への 講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減が見込まれる。	本工事で建設機械の稼働に従事する者に対して、高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持について、講習・指導を実施する計画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清掃 及び散水	工事現場の清掃や散水を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	本工事では、工事現場の清掃及び散水を行う。

※ 上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。



### 3-4-2 水環境（水質、水底の底質）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3(1)～表 3-3(2)及び図 3-19、図 3-20 に示す。  
また、工事排水処理のフローを図 3-21 に示す。

表 3-3(1) 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、水の汚れ)	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水、アルカリ排水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理や中和等の対策をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	<p><u>ヤード①、④</u>での下部工施工時における工事排水及び雨水は、仮設水槽で土砂を沈殿させた後、公共用水域（相模川）へ放流する計画とした。コンクリート打設に伴うアルカリ水や濁りが発生する場合には、必要に応じて沈砂及び中和処理を実施したうえで、公共用水域（相模川）へ放流する計画とした。（図 3-19、図 3-21）</p> <p><u>ヤード②、③、⑤</u>での下部工施工時における工事排水及び雨水は、フィルターでろ過し沈砂池で土砂を沈殿させた後、公共用水域（相模川および串川）へ放流する計画とした。コンクリート打設に伴うアルカリ水や濁りが発生する場合には、必要に応じて発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備で処理をしたうえで、公共用水域（相模川）へ放流する計画とした。（図 3-19、図 3-21）</p> <p>また、上部工施工時は、移動作業車内に遮水シートを敷設し、工事排水等の河川への漏出を防止するとともに、濁水処理設備で処理をしたうえで公共用水域（相模川および串川）へ放流する計画とした。（図 3-20、図 3-21）</p>

※表内丸数字は以降の図における丸数字を指す。

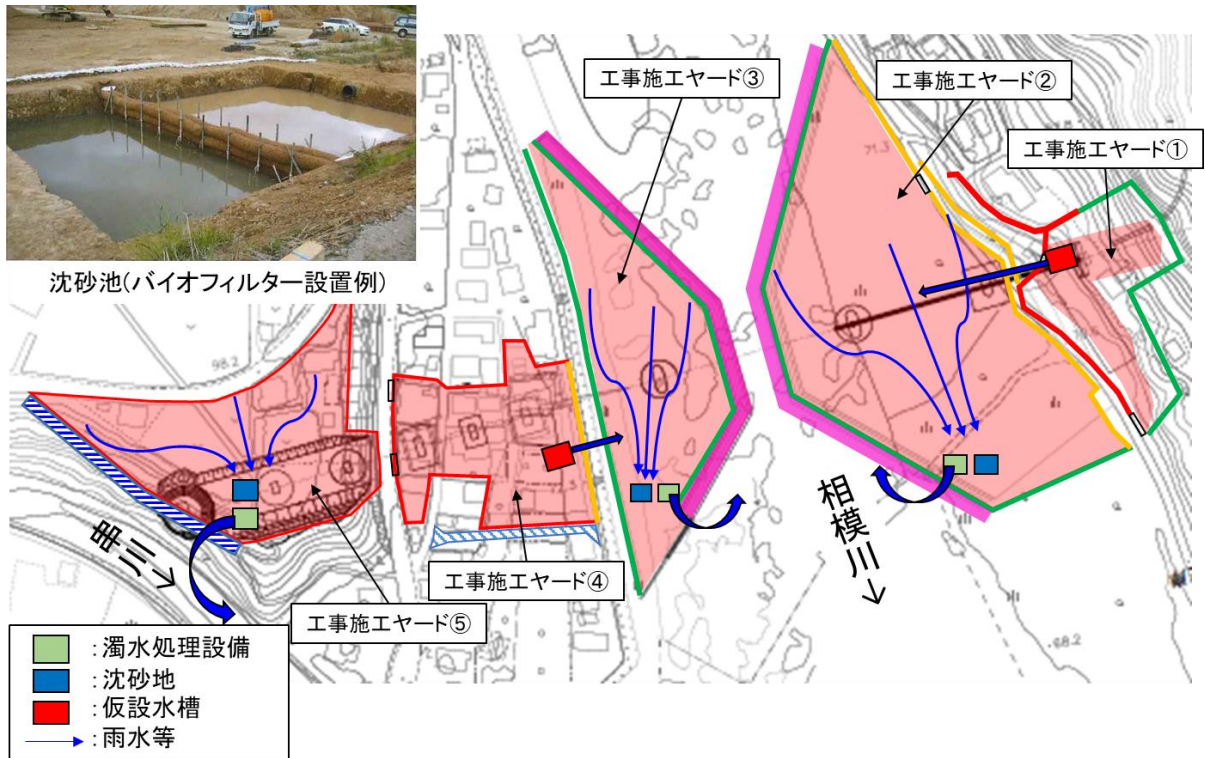
注：表 3-3(1)内の下線部を追記しました。（令和 5 年 6 月）

表 3-3(2) 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、水の汚れ)	仮締切工の実施	公共用水域内の工事に際し止水性の高い仮締切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質及びコンクリート打設により発生するアルカリ排水の周辺公共用水域への流出を防止することで、水の濁り及び水の汚れに係る影響を低減できる。	下部工(相模川B P 1・P 2・P 3ケーソン基礎)施工時は公共用水域での工事となることから、土のう等による仮締切工を実施し、公共用水域(相模川)への影響を低減する計画とした。(図 3-19)
水底の底質	河川内工事における工事排水の適切な処理	河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて水質の改善を図るための処理をしたうえで排出することで、水底の底質への影響を低減できる。	下部工施工時において、工事排水及び雨水は、フィルターでろ過し沈砂池で土砂を沈殿させた後、公共用水域(相模川および串川)へ放流する計画とした。コンクリート打設に伴うアルカリ水や濁りが発生する場合には、必要に応じて発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域(相模川)へ放流する計画とした。(図 3-19、図 3-21)

注：表 3-3(2)内の下線部を追記しました。(令和 5 年 6 月)

(本図は自社の測量成果物を用いている)



※ 相模川の仮堤防の設置は左岸部と右岸部で同時期に行わない。

※ 今後の行政等との協議及び工事計画の変更により、構造や配置を変更する可能性がある。

図 3-19 下部工施工時における水環境に関する計画面での環境保全措置

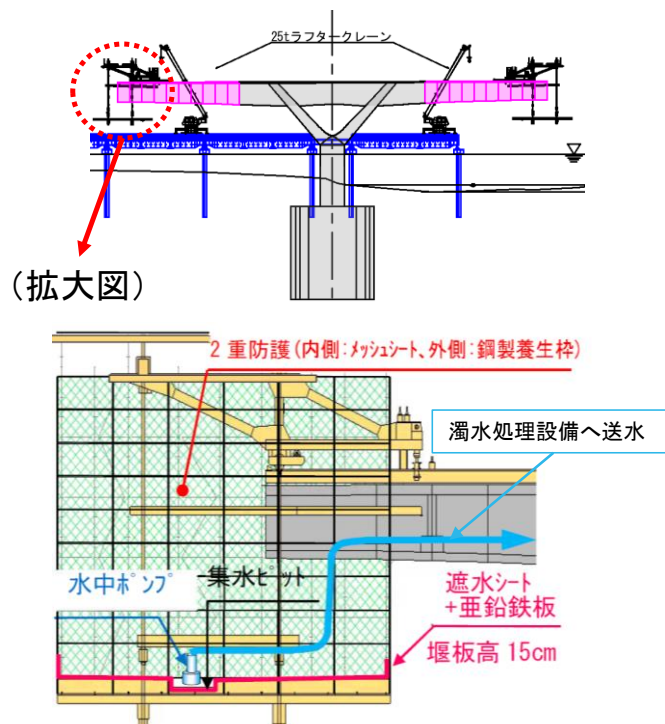
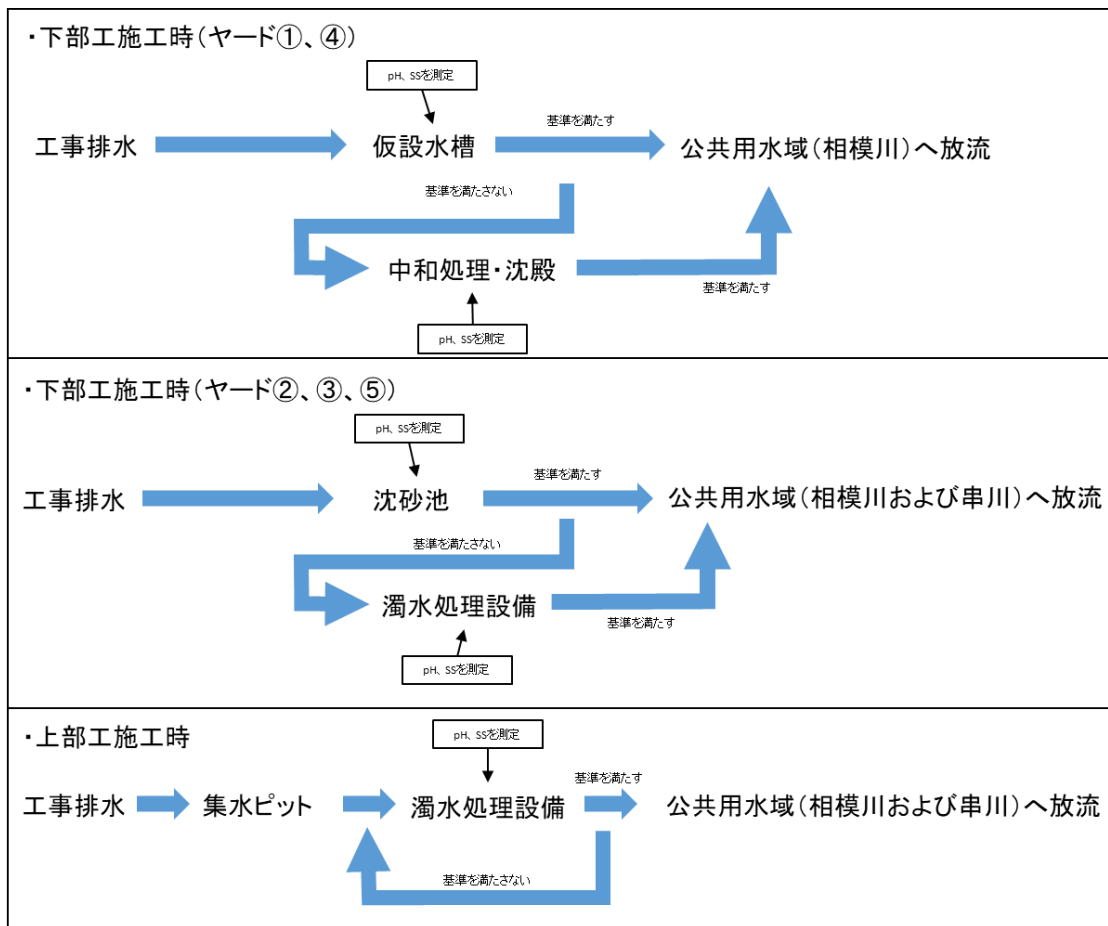


図 3-20 上部工コンクリート打設時における水環境に関する計画面での環境保全措置

注：図 3-19 を更新しました。(令和 5 年 6 月)



※ 工事の進捗等により、変更となる場合がある。

図 3-21 工事排水処理のフロー図

工事中は表 3-3(3)の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-3(3) 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り、水の汚れ)	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、水の汚れを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底することができる。	本工事における工事排水について、定期的に水の濁り、水の汚れを監視し、法令等に定める基準に準拠していることを確認の上で、放流を行う計画とした。
水質 (水の濁り、水の汚れ)	処理設備の点検・整備による性能維持	処理設備又は排水設備を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。	本工事において設置した処理設備又は排水設備の点検・整備を実施し、性能を維持する計画とした。

注：図 3-21 を更新しました。(令和 5 年 6 月)

### 3-4-3 土壌環境（重要な地形及び地質、土壌汚染）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-4(1)～表 3-4(2)に示す。

表 3-4(1) 土壌環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
重要な地形及び地質	地形の改変区域をできるだけ小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画	工事施工ヤードの計画において、現地の地形や周辺構造物、建設機械の動線等を勘案して、できる限りコンパクトな建設機械や設備等を用いるとともに、ヤードの重層化や構造物のプレキャスト化等、必要とするヤード面積を抑える工法を検討する。	工事施工ヤード等において、仮設設備等の配置検討を行い、改変範囲をできる限り小さくする計画とした。
重要な地形及び地質	地形の改変区域をできるだけ小さくする工法または構造の採用	地形の改変区域をできる限り小さくするための工法又は構造を採用することで、重要な地形及び地質の影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤード及び工事専用道路等において、改変範囲をできる限り小さくする計画とした。
土壌汚染	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壌汚染を回避できる。	発生土に含まれる自然由来重金属等の有無の確認に際しては、発生土の受入先の基準に従う計画とする。なお、試験の結果、基準を超えた場合には、関係法令に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行う計画とした。
土壌汚染	工事排水の適切な処理	工事排水について、法令に基づく排水基準等を踏まえ、処理施設により水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。	工事施工ヤードにおいて、必要に応じて発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（相模川および串川）へ放流する計画とした。（図 3-19）

注：表 3-4(1)内の下線部を追記しました。（令和 5 年 6 月）

表 3-4(2) 土壌環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壌汚染	仮置き場における掘削土砂の適切な管理	仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壌汚染を回避できる	工事施工ヤードにおいて、発生土に含まれる自然由来重金属等の有無を確認するまでの間、底面に浸透防止シート等を敷設するとともに、発生土にはシートを設置することで、雨水等による自然由来重金属等の流出を防止する計画とした。
土壌汚染	発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。	本工事における発生土については、活用先での受入先の基準に基づき必要な検査を実施し、関係機関等へ自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底する計画とした。

### 3-4-4 その他の環境（日照障害、電波障害）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 その他の環境要素に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
日照障害	鉄道施設（嵩上式）の構造物の形式・配置等の工夫	鉄道施設（嵩上式）の構造物の形式・配置等を工夫することにより、桁下空間の確保又は構造物高さの低減を行うことで、日照障害を回避又は低減できる。	橋りょうの設計において、可能な限り径間長と桁下空間を確保することで、構造物の配置に伴う日照障害の影響を低減する計画とした。
電波障害	鉄道施設（嵩上式）の構造物の形式・配置等の工夫	鉄道施設（嵩上式）の構造物の形式・配置等の工夫で桁高の検討及び桁下の空間を確保することにより、電波障害の影響を回避又は低減できる。	橋りょうの設計において、可能な限り径間長と桁下空間を確保することで、構造物の配置に伴う電波障害の影響を低減する計画とした。

評価書の公告後に、公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備への国の処理基準が新たに定められたことから、太陽光発電設備については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担（案）について（中央用対第7号 平成29年3月29日）」のとおり対応を行う。

中央新幹線の構造物等により日陰が発生し、損害等が生じる太陽光発電設備のうち、工事完了以前から設置・利用している方を対象とする。

### 3-4-5 動物、植物、生態系

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-6(1)に示す。

表 3-6(1) 動物、植物、生態系に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	重要な種の生息地及び生育地の全体又は一部を回避	重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できる。	重要な種の生息及び生育する箇所は、可能な限り回避する計画とした。
動物 植物 生態系	工事に伴う変更区域をできる限り小さくする	工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより重要な種の生息環境の変更をできる限り小さくすることで、影響を回避又は低減できる。	本工事における仮設物の配置計画や施工計画を踏まえた必要作業面積の検討を行い、変更範囲をできる限り小さくする計画とした。

工事中は表 3-6(2)～表 3-6(3)の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6(2) 動物、植物、生態系に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 植物 生態系	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不用意な立ち入り等の制限やゴミ捨ての禁止などについて工事従事者に指導することで、人為的な攪乱、踏みつけ等による影響を低減できる。	工事従事者に対して、工事施工ヤード外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する。
動物 生態系	資材運搬等の適正化	各工事は偏った施工を避け、工事の平準化を図り、資材及び機械の運搬に用いる車両を集中させないことで、影響を低減できる。	資材及び機械の運搬に用いる車両において、偏った施工を避け、工事の平準化を図る計画とした。



表 3-6(3) 動物、植物、生態系に関する工事实施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物 生態系	防音シート、低騒音型の建設機械の採用	防音シート、低騒音型の建設機械の採用により、騒音の発生が抑えられることで、鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	本工事で使用する建設機械は低騒音型建設機械を使用する計画とした。
動物 植物 生態系	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置により汚濁水の発生が抑えられることで、魚類等の生息環境への影響を低減できる。	本工事において、発生水量の処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、処理をしたうえで、公共用水域（相模川および串川）へ放流する計画とした。 (図 3-19～図 3-21)
動物 生態系	コンディショニングの実施	段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等の重要な種への影響を低減できる。	本工事において、保全対象とする猛禽類へのコンディショニングを実施することとした。環境保全措置の実施にあたっては、専門家等の技術的助言を得ながら実施していく。
植物 生態系	外来種の拡大抑制	資機材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の工事施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	本工事では、工事用車両のタイヤ洗浄を行う計画とした。 (図 3-23)

注：表 3-6(3)内の下線部を追記しました。(令和 5 年 6 月)

### 3-4-6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-7(1)に示す。

表 3-7(1) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
景観	橋梁等の形状の配慮	建造物の形状の配慮により、周辺の自然、農村、市街地景観との調和を図り、景観等への影響を低減できる。また、景観の専門家による検討会を実施し、橋梁構造形式等の検討結果として、橋脚計画位置の配慮、建造物の形状の配慮により景観等への影響を低減できる。	社外の有識者による景観検討会の内容を踏まえ、相模川橋りょうでは、橋脚の形状について、周辺の景観との調和を図るためV型の橋脚を採用することとした。 <u>(図 3-22)</u>
人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設の設置位置、構造への配慮	鉄道施設の設置位置、構造形式について配慮することで、改変及び利用性への影響を回避又は緩和することができる。	散策路に支障しない位置に橋脚を設置することで、利用性への影響を回避又は緩和する計画とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮	鉄道施設の形状、配置の工夫による周辺景観への調和の配慮により、快適性への影響を緩和することができる。	上記の「景観」と同様に、周辺景観への調和を図ることにより、快適性への影響を緩和する計画とした。

工事中は表 3-7(2)の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-7(2) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
人と自然との触れ合いの活動の場	散策路ルート機能の確保	散策路ルート機能を確保することにより、利用性への影響を緩和することができる。	散策路ルートについて、切り回しを行うことで散策路ルート機能を確保し、利用性への影響を緩和する計画とした。
人と自然との触れ合いの活動の場	市民及び利用者への工事情報等の適切な周知	案内板及びチラシ等により、利用上の支障事項及び迂回ルート等を周知することで利用性への影響を緩和することができる。	案内板及びチラシ等により、工事内容及び迂回ルート等を周知する計画とした。

注：下線部を追記しました。(令和 5 年 6 月)



図 3-22 相模川橋りょう完成イメージ

注：図 3-22 を追加しました。（令和 5 年 6 月）

### 3-4-7 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-8(1)に示す。

表 3-8(1) 廃棄物等、温室効果ガスに関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等	建設汚泥の脱水処理	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリュードカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	発生する建設汚泥については、天日乾燥による強制乾燥や自重圧密による含水比低下を促す自然式脱水処理により、建設汚泥の減量を図る計画とした。
廃棄物等	建設発生土の再利用	建設発生土は本事業内で一部再利用、他の公共事業などへの有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事では、建設発生土を他の公共事業等で有効活用する計画とした。
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO <sub>2</sub> 排出量が従来型に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	低炭素型建設機械を採用するよう努めるとともに、低炭素型機械が無い等、採用できない場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を採用する計画とした。

工事中は表 3-8(2)の環境保全措置について、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-8(2) 廃棄物等、温室効果ガスに関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物	発生土を有効利用する事業者への情報提供	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。	本工事における発生土については、活用先での受入先の基準に基づき必要な検査を実施し、関係機関等へ自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底する計画とした。
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別、再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物(廃棄物含む)の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事で発生する副産物は、場内で細かく分別し、再資源化することで温室効果ガス発生源を減らす計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、効果ガスの排出量を低減できる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の選定	工事の規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事で使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画する。
温室効果ガス	建設機械の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、建設機械の性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検について、講習・指導を実施する。

### 3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-9(1)～表 3-9(3)の通り計画する。

表 3-9(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動 安全(交通)	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行計画の 配慮	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行ルート分散化等 を行うことにより、影響を低 減できる。	資材及び機械の運搬に用いる車 両の運行について、運行の時期や 時間を集中させない等の配慮を 行う計画とした。なお、資材の運 搬に用いる車両台数が多くなる 下部工のコンクリート打設に際 しては、橋脚ごとの打設日が重な らないよう対応することとした。 また、指定された工事用車両の運 行ルート(図 2-32)のエリア以外 では、資材及び機械の運搬に用い る車両の運行ルートを分散化する 計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音、振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び 機械の運搬に用いる車両を集 中させないことで、影響を低 減できる。	本工事に係る資材及び機械の運 搬に用いる車両は短時間に集中 的に運行しないようにする計画 とした。
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の出入り口、周 辺道路の清掃及 び散水、タイヤの 洗浄	資材及び機械の運搬に用いる 車両の出入り口、周辺道路の 清掃及び散水、タイヤの洗浄 を行うことで、粉じん等の発 生を低減できる。	本工事に係る資材及び機械の運 搬に用いる車両においてタイヤ の洗浄(図 3-23)を実施する計画 とした。周辺道路の清掃・散水に ついては必要に応じて実施する。
大気質 (粉じん等)	荷台への防塵シ ート敷設及び散 水	荷台に防塵シートを敷設する とともに散水することで、粉 じん等の発生を低減できる。	本工事に係る発生土の運搬に用 いる車両において、積込時の発生 土の状況を踏まえ必要に応じて 実施する計画とした。

表 3-9(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動 温室効果ガス	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の点検及び整 備による性能維 持	法令上の定めによる定期的な点 検や日々の点検及び整備により、 資材及び機械の運搬に用いる車 両の性能を維持することで、影響 を低減できる。	本工事に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両において、 点検及び整備により、車両の 性能を維持する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動 温室効果ガス	環境負荷低減を 意識した運転の 徹底 (高負荷運転の抑 制)	資材及び機械の運搬に用いる車 両の法定速度の順守、アイドリン グストップ及び急発進や急加速 の回避をはじめとしたエコドラ イブの徹底により、影響を低減で きる。	本工事に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両において、 エコドライブを徹底する計画 とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質) 騒音、振動、 温室効果ガス	工事従事者への 講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車 両の点検及び整備、環境負荷低減 を意識した運転について、工事従 事者への講習・指導を実施するこ とにより、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、粉じん等、騒音、振動、 温室効果ガスの発生の低減が見 込まれる。	本工事に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両において、 点検・整備、環境負荷低減を考 慮した運転について、工事従 事者への講習・指導を実施す る計画とした。
安全（交通）	工事に使用する 道路、搬入時間及 び法定制限速度 の遵守	通学路や交通混雑の程度を把握 したうえで、工事に使用する道 路、搬入時間等を設定すること により、交通安全への影響を低減で きる。	通学路や交通混雑の程度を把 握したうえで、工事に使用す る道路、搬入時間等を設定し た。また、工事用車両には、本 工事の車両と認識できるよう、 工事用車両標識を明示す る計画とした。（図 3-24）
安全（交通）	工事計画の周知	工事を行う期間等、工事計画の内 容について周辺住民に周知を図 ることで、交通の安全性を確保す るための注意喚起を促すことが できる。	工事説明会を開催し、工事を 行う期間等、工事計画の内容 について周辺住民に周知を行 う計画とした。

表 3-9(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
安全（交通）	交通誘導員による誘導	工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な工事用車両の通行を確保することができる。	工事用車両の通行時には、工事専用道路及び工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導する計画とした。（図 3-25）
安全（交通）	車両整備の徹底	工事用車両の整備を徹底することにより、故障及び不具合による事故発生の未然防止につながり、交通安全への影響を低減できる。	工事用車両については、車両整備を徹底するよう計画した。
温室効果ガス	低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化等により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事用車両において低燃費車種の選定に努めるとともに、実施する工事段階に応じた工事用車両への効率的な積載を行う計画とした。また、偏った施工を避け、工事の平準化を図ることで、工事用車両の交通集中を回避する計画とした。



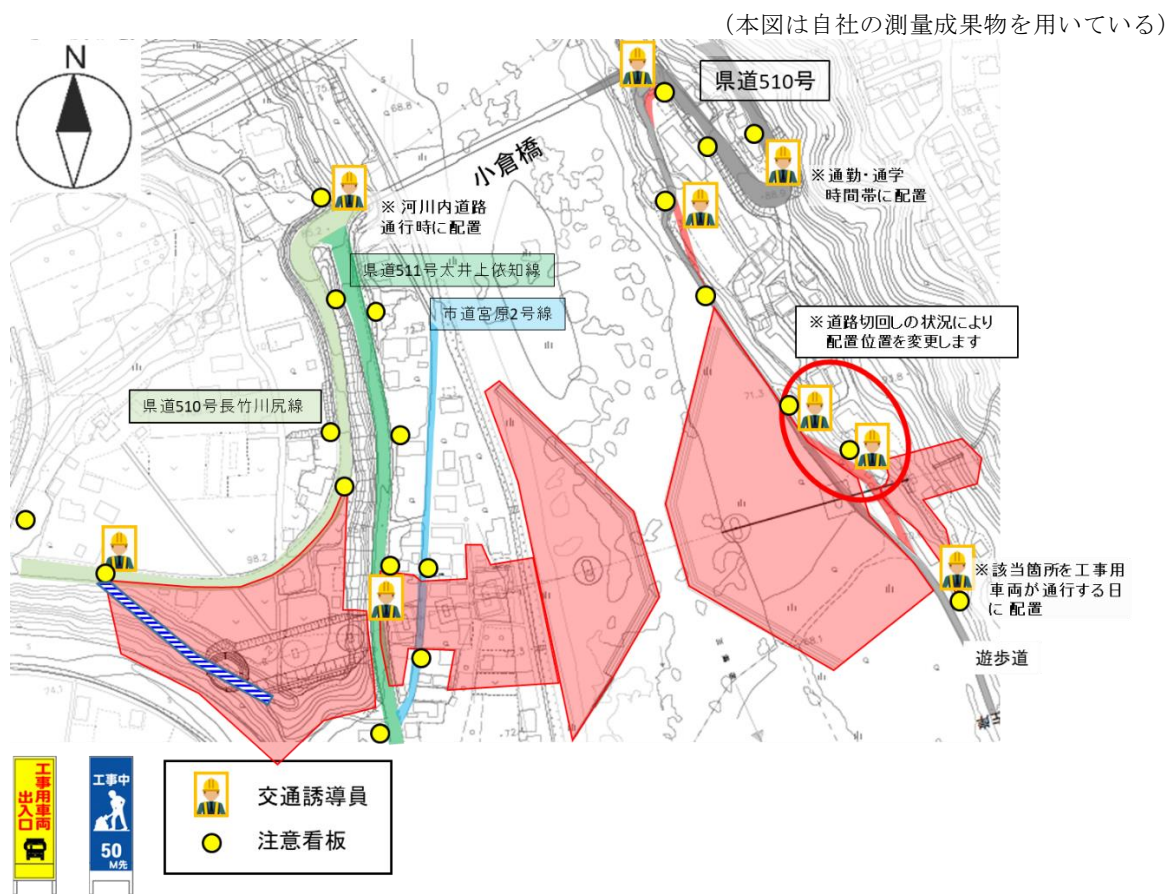
図 3-23 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置  
（タイヤの洗浄の例）

注：図 3-23 について、類似工事の写真から本工事の写真に更新しました。（令和 5 年 6 月）





図 3-24 工事用車両標識の明示



※ 交通誘導員は、工事専用車両通行時間帯に配置する。

※ 関係者との協議により、変更となる可能性がある。

図 3-25 工事施工ヤード周辺の交通誘導員配置計画図

注：図 3-24 について、類似工事の写真から本工事の写真に更新しました。また、図 3-25 を更新しました。（令和 5 年 6 月）

### 3-6 専門家等の技術的助言

環境保全措置の検討にあたっては、表 3-10 に示すとおり専門家等の技術的助言を受けて実施した。

表 3-10 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言内容
動物	猛禽類	公的研究機関等	営巣地から工事施工ヤードまでは約 600m と評価書時より近づいているため、建設機械の動きと同時にオオタカ飛翔行動の確認等、継続調査を実施し、生息状況を確認すること。

### 3-7 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

## 第4章 事後調査及びモニタリング

### 4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及び事後調査計画書に基づいて実施する。

#### 4-1-1 事後調査

事後調査の実施内容は環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して表 4-1 のとおりとする。

表 4-1 事後調査の実施内容

環境要素 の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
動物 生態系	オオタカの生息状況	対象とする 番いの行動 圏周辺	工事中及び工事後の繁殖期

#### 4-1-2 モニタリング

事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-2(1)～表 4-2(2)のとおりモニタリングを実施する。なお、相模川右岸側について評価書においては、工事用車両の運行における大気質、騒音、振動の予測地点を宮原交差点の西側に設定していたが、その後、新小倉橋西側交差点より西側の津久井広域道路が開通したため、当初想定していた予測地点を工事用車両が通行しない計画となった。そのため、当該項目におけるモニタリング調査地点については、より適切に工事の影響を把握することができる宮原交差点の北側（図 4-2）に変更した。また、当該道路が開通したことにより宮原交差点付近における交通状況が大きく変化したことから、当社が 2021 年 1 月に再度交通量調査を実施した\*ところ、7:00～18:00 における宮原交差点の通行台数（総流入交通量）は環境影響評価時に実施した約 13,000 台から約 5,500 台と 4 割ほどに減少していることを確認している。

※周辺の交通量が確認できる文献として、宮原交差点の西側において全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）があり、宮原交差点西側の調査地点（交通量調査単位区間番号 Q60810：県道 510 号長竹川尻線）において、新小倉橋西側交差点より西側の津久井広域道路が開通していない H22 年と開通後の H27 年の調査を比較したところ、昼間 12 時間自動車類交通量（上下合計）が 11,366 台から 3,963 台と 3 割ほどに減少している。一方、評価書時と 2021 年 1 月に再度実施した調査とで道路交通センサスと対比できる宮原交差点の西側の通過台数を比較したところ、同様の時間帯において 11,785 台から 2,895 台と 2 割ほどに減少しており、同様の傾向となっていることを確認している。

注：下線部を追記しました。（令和 5 年 6 月）

表 4-2(1) モニタリングの実施内容

調査項目	環境要因	調査地点	調査時期及び頻度
大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）	建設機械の稼働	図 4-1	工事最盛期に 1 回実施（四季調査） 左岸部： <u>令和 5 年に実施中</u> <u>右岸部及び尾崎坂部</u> ：令和 5 年～令和 6 年を予定
	工事用車両の運行	図 4-2	工事最盛期に 1 回実施（四季調査） 左岸部： <u>令和 5 年～令和 6 年に実施中</u> <u>右岸部及び尾崎坂部</u> ：令和 5 年～令和 6 年を予定
騒音、振動	建設機械の稼働	図 4-1	工事最盛期に 1 回実施 左岸部： <u>令和 5 年 2 月に実施済</u> <u>右岸部及び尾崎坂部</u> ：令和 5 年～令和 6 年を予定
	工事用車両の運行	図 4-2	工事最盛期に 1 回実施 左岸部： <u>令和 5 年 4 月に実施済</u> <u>右岸部及び尾崎坂部</u> ：令和 5 年～令和 6 年を予定
水質	浮遊物質量（SS）、 流量、水温、水素イオン濃度（pH）、自然由来の重金属等（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素）	図 4-3	工事前に 1 回 （令和 4 年 1 月に実施済） 工事中に毎年 1 回、低水期に実施

注：表 4-2(1)内の下線部を追記・更新しました。（令和 5 年 6 月）

表 4-2(2) モニタリングの実施内容

調査項目	環境要因	調査地点	調査時期及び頻度
水底の底質 (河川内工事時の河川調査)	浮遊物質量 (SS)、 水素イオン濃度 (pH)、 自然由来の重金属等 (カ ドミウム、六価クロム、 水銀、セレン、鉛、ヒ 素、ふっ素、ほう素)	図 4-3	河川内工事前に 1 回 (上流・下流) 河川内工事中に 1 回 (下流) 処理水排水時に 1 回 (下流)
土壌汚染	自然由来の重金属等 (カ ドミウム、六価クロム、 水銀、セレン、鉛、ヒ 素、ふっ素、ほう素)	工事施工 ヤード内	発生土受入先の指定基準に基づき実施 時期・頻度を決定
	酸性化可能性	工事施工 ヤード内	
安全 (交通)	自動車交通量、歩行者交 通量、自転車交通量、滞 留量、渋滞長及び信号現 示の観測  (大型車については、車 両の走行状況に応じて、 大型車の車種区分をダン プカー、牽引車、その他 の大型車などに分類した 交通量の観測)	図 4-2	工事最盛期に 1 回実施 左岸部： <u>令和 5 年に実施済</u> 右岸部及び尾崎坂部 ： <u>令和 6 年を予定</u>

※ 工事施工ヤード等から放流する工事排水は、水量、浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH)、水温の測定を 1 日 1 回を基本に実施する。

※ 河川内工事における水底の掘削に伴い放流する処理水は、浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH) の測定を 1 日 1 回を基本に実施する。

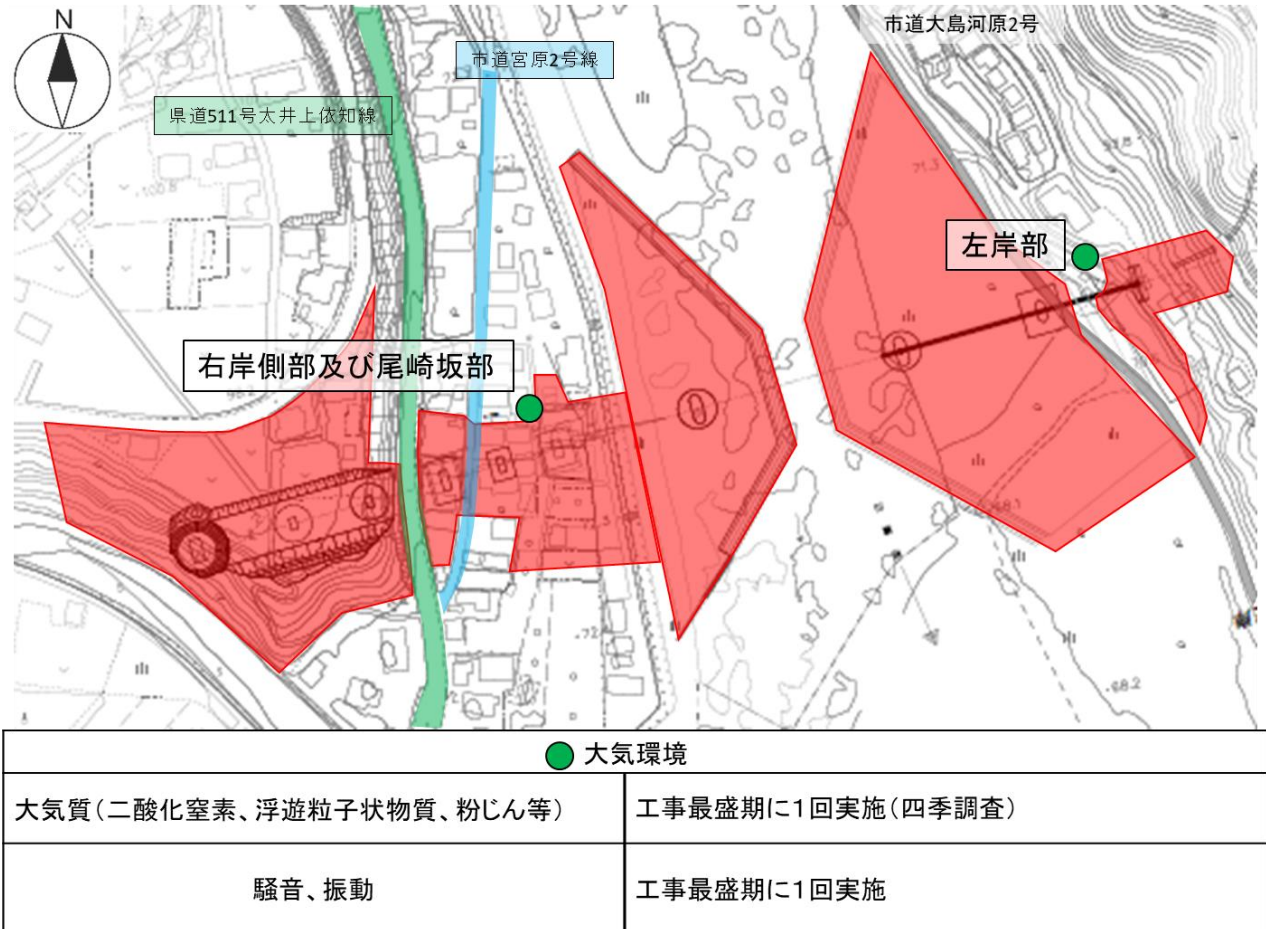
※ 工事施工ヤードでの騒音、振動については日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

※ 工事の進捗状況により、調査時期が変更となることがある。

※ 右岸部及び尾崎坂部における工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動については、隣接する「津久井トンネル (東工区)」工事も含めた最大となる時期を示している。

注：表 4-2(2)内の下線部を追記・更新しました。(令和 5 年 6 月)

(本図は自社の測量成果物を用いている)

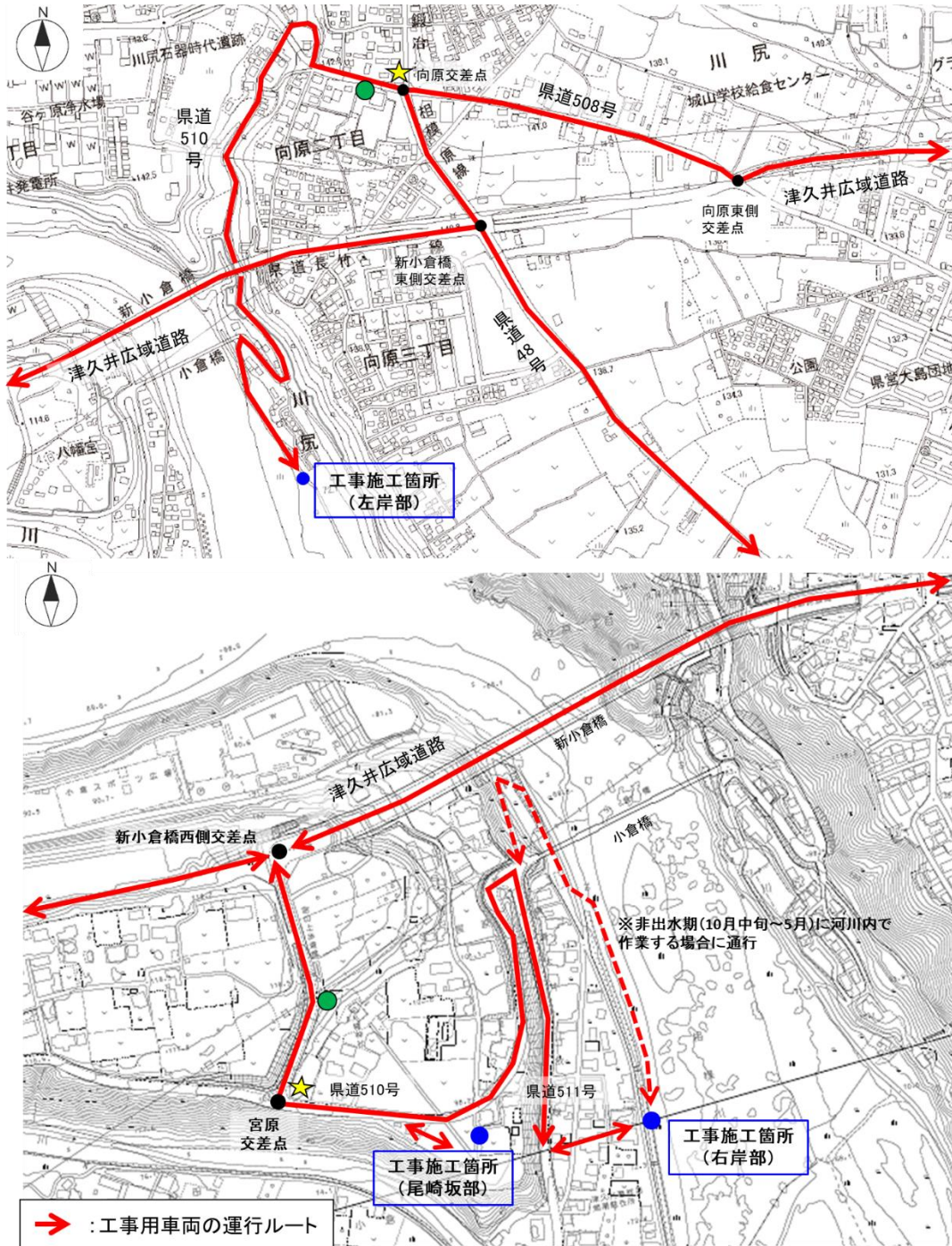


※ モニタリングとは別に、工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

図 4-1 モニタリング調査地点 (建設機械の稼働における大気質、騒音、振動)

注：図 4-1 を更新しました。(令和 5 年 6 月)

(本図は自社の測量成果物を用いている)



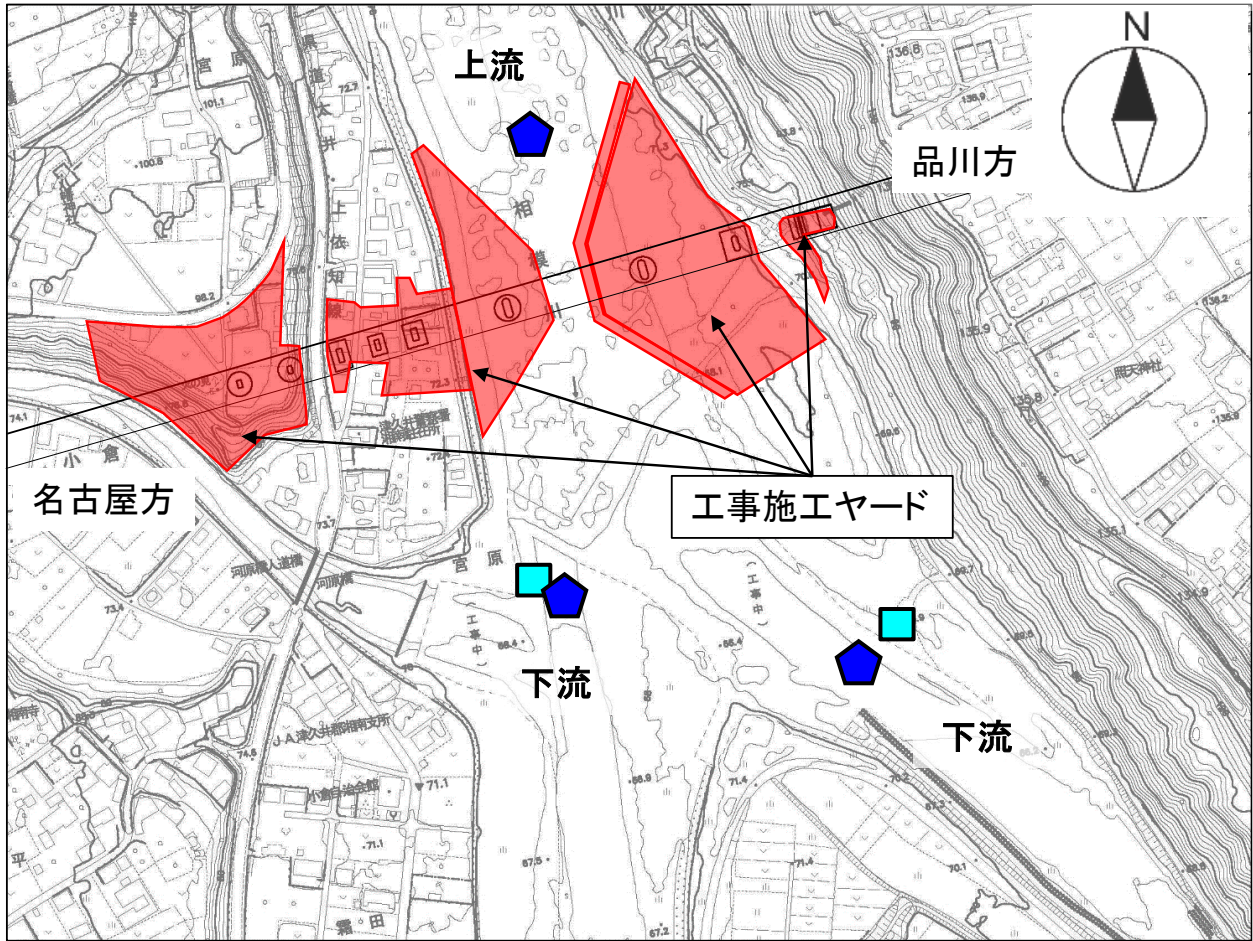
※ 工事の状況等により変更する場合があります。

● 大気環境	
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)	工事最盛期に1回実施(四季調査)
騒音、振動	工事最盛期に1回実施
★ 安全(交通)	
自動車交通量、歩行者交通量、自転車交通量、滞留量、渋滞長及び信号の現示の観測 (大型車については、車両の走行状況に応じて、大型車の車種区分をダンプカー、牽引車、その他の大型車などに分類した交通量の観測)	工事最盛期に1回実施

図 4-2 モニタリング調査地点 (工事用車両の運行における大気質、騒音、振動、安全(交通))

注: 図 4-2 を更新しました。(令和 5 年 6 月)

(本図は自社の測量成果物を用いている)



<span style="color: cyan;">■</span> 水質	
浮遊物質(SS)、水温、水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に1回(令和4年1月に実施済み)(下流)</li> <li>・工事中に年1回、低水期に実施(下流)</li> </ul>
<span style="color: blue;">◆</span> 水底の底質(水質)	
浮遊物質(SS)、水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内工事前に1回(上流・下流)</li> <li>・河川内工事中に1回(下流)</li> <li>・処理水排水時に1回(下流)</li> </ul>

※ 工事施工ヤード等から放流する工事排水は、水量、浮遊物質(SS)、水素イオン濃度(pH)、水温の測定を1日1回を基本に実施する。

※ 河川内工事における水底の掘削に伴い放流する処理水は、浮遊物質(SS) 水素イオン濃度(pH) の測定を1日1回を基本に実施する。

図 4-3 モニタリング調査地点(水質、水底の底質)

注: 図 4-3 を更新しました。(令和 5 年 6 月)



#### 4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い

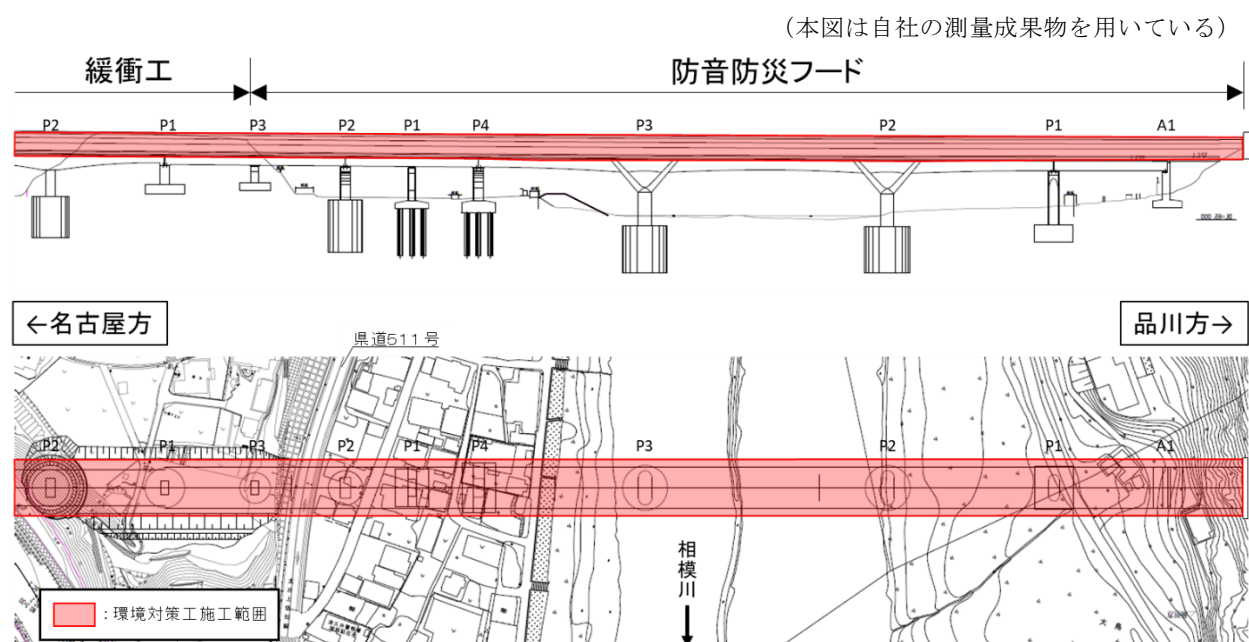
- ・事後調査の結果等については、事後調査報告書としてとりまとめ、神奈川県環境影響評価条例第 68 条に基づき、神奈川県に提出するとともに、当社のホームページに掲載する。
- ・事後調査及びモニタリングの結果、環境保全措置の実施状況については、年度毎に取りまとめ、神奈川県等関係自治体への送付を行うほか、当社のホームページに掲載する。
- ・必要に応じ環境保全措置の追加や変更を行う。

**【参考】環境対策工の配置について**

列車の走行に係る騒音対策としての環境対策工の配置については、防音壁又は防音防災フード等の音源対策、個別家屋対策、関係機関による土地利用の考え方を総合的に勘案し、現状の住居等の分布状況や土地利用の状況に基づいて計画した。

本工事における範囲においては、第二首都圏トンネルの坑口付近及び相模川右岸から県道511号までの範囲に住居が存在する等の理由から、図（参）-1に示す通り防音防災フードを設置する計画とし、防音防災フードの出入口となる箇所において緩衝工を設置する計画とした。

なお、緩衝工は、微気圧波対策として、沿線の住居分布等に留意し、「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工基準・同解説、鉄道建設・運輸施設支援機構、平成20年4月）」に示された基準値との整合を図るために防音防災フードの出入口に設置する設備である。



図（参）-1 相模川橋りょうほかの構造一般図

注：参考資料として、本ページを追加しました。（令和5年6月）